

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局＞

開催日時 平成28年3月17日（木） 10:02～15:52

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 均 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

野村 総務部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 8名

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○田尻委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、荻田委員からおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了承をお願いします。

本日、1名の方から傍聴の申し出がありますので、入室していただきます。

それでは、日程に従い、県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。

これより質疑に入りますが、その他の事項も含めて質疑をいただきます。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いをいたします。

それでは、発言を願います。

○川田委員 本日も1番でよろしく申し上げます。理事者の皆さんも、本日またご教示いただきますようよろしく申し上げます。

県土マネジメント費と水道局ということですが、全般的に公共事業の資金も減らされている中、非常に少ない予算の中でやりくりをしていただき、計算を立てて非常にシビアにやっただけという印象を受けています。優先順位等も県政の中ではいろいろあると思うのですが、国でも今、社会保障費が伸びて公共事業が減らされている環境の中で公共事業をやると何か悪みみたいな言い方をしているマスコミ等もある中で、私は全然そうは思っていない、インフラ整備もしていく必要があると思うのですが、今年度の予算額について、十分な予算であったのかどうか、まずこの点からお聞きしたいと思います。

○加藤県土マネジメント部長 お答えします。

公共事業費全体の予算額についてお尋ねを頂戴しました。ことしの予算については、対前年度2.9%減ですが、公共事業補助や交付金といった国からの補助を受けての事業について、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」に全体総括があり、この中では、9.6%減と少な目に見えるかもしれませんが、この額については、国からの交付金等のこれまでの配分額等も踏まえた現実的な数字にしています。

また、その分、県単独費は今年度よりも19.7%増で、バランスをとって執行していきたいと考えています。我々としては、選択と集中という考え方を強調していかなければなりませんけれども、いただいた予算を効果的、効率的に執行することによって県民からの負託にしっかり応えていきたいと考えています。

○川田委員 県土マネジメント部長のご答弁の中でも、効果的、効率的という言葉がいただけたのですが、初日からいろいろな審議を進める中で、統計について非常に議論がなされてきました。重要性も、前々から一般的に言われているという背景ですが、きょう聞きたかったのが、地方公共団体におけるOR（オペレーションズリサーチ）という

ことで、当然土木系の方はORのようなものを算出して、当然それで計算されて、県土マネジメント部長がおっしゃったような効率性と実効性を担保して事業を進められて、きちりされている部署だと思っています。奈良県のこと書かれている文献もあり、これは、また後でコピーを渡しておきますが、「地方公共団体におけるOR：事業評価から政策評価への構築へ」ということで、これは以前、奈良県に勤めていた方が書かれている行政論文で、まず、図書館をつくられたときにOR等々を利用して調査をして建てていった経緯が書かれています。その後に、感想も含めて書かれている部分もあるのですが、奈良県の実態はどうなのかというと、土木部以外の部局においてはORの利用はあまりなされていないようであると。

都市計画課、監理課、当時の名前だと思うのですが、監理課企画係、道路建設課企画調整係や、その他非常に頑張ってORの利用をされていると。その他の部署に関してはどうかというと、KJ法や要因分析法ぐらいではないだろうかと書かれており、先日から質疑もさせていただいて、統計上の方程式や手法を聞いたりしていたのですが、全くそういった答弁はなくて、会話自体が全然通じていない印象があるわけですが、線型計画法や、そういったものはよく使われると。これは、線型代数法、行列からやってくる計算方法やモンテカルロ・シミュレーションなどやり方はいろいろあると思うのですが、計画上においてどのようなところを多用化されて効率性を確保されていくのか、まず1点お聞かせいただけますか。

○加藤県土マネジメント部長 今、事業評価の方法についてお尋ねをいただいたと理解をしています。事業評価の手法については、個々の事業によって採用する手法は違う……。

○川田委員 評価ではなくて計画段階。執行する前の段階の計算。

○加藤県土マネジメント部長 執行する前の段階の計算、にわかに、執行する段階での計算というのは具体的に何を指していらっしゃるのか、理解しかねるところもあるのですが。

○川田委員 説明が悪かったのかもしれないのですが、まず、執行される前、予算をヒアリングされる、いろいろな計画を立てる段階がありますよね。それが全て終わって予算がついて執行されて、そして今、県土マネジメント部長がおっしゃった事業評価が最後になっていくと。その一番最初の計画を立てていく段階において、どれが一番効果的な方法であるかなど、例えば道一つをつくるのでも、こういったものをやれば効果的になるのかという計算は必ずされていますよね。だからその段階において、どのような手法等々を用い

てきちんと算出されているのかご説明をお願いしたいです。

○加藤県土マネジメント部長 県の事業の前提として、きっとそれは評価になると思うのです。事業を新たに着手する際に、どういう効果を狙って事業に取り組むのかという、それは一つの評価だと理解をしたいと思えますけれども、大規模な道路ですと、いわゆるB/Cという効果の評価の方法があります。道路などを中心に大規模な事業を新たに着手するという前段では、B/Cを含め、その事業の必要性を評価します。B/Cとは、ベネフィットとコストの比がどうなのかということです。コストは事業費になりますし、Bというベネフィットについては、道路の場合は時間短縮効果、交通事故が削減する効果あるいは燃料等、そういったコストがどれだけ削減されるかをコストと比較して評価をするという方法もあります。

また、防災事業のような事業については、単純に防災対策をすることによってどれだけ時間が短縮するかということには直接つながりませんので、過去にどういった災害が起こったかと、あるいは災害が起こったときに、リダンダンシー、代替性がどのように確保されるかと、そのような視点で事業を実施するかしないか検討するようなカテゴリーもあります。そういうことで、一概にどのような方法なのかということは一つの答えになりませんが、個々の事業について、県の施策との関連性あるいは地域事情等にどれだけ副次的なことも含めて効果があるのかを総合的に評価して事業に着手するかしないかを判断しています。

○川田委員 統計手法といっても数多くありますので、この答弁だけで県土マネジメント部長に全てご説明いただくことは物理的ではないと思うのですが、いろいろある中で、県土マネジメント部長がおっしゃったように、B/Cも最後に求められると。つくってしまっていて、結局B/Cの計算をし、評価をする、言っていたことと違うではないかということがないように、きちんと計算されてやっていかれるわけですね。私も土木系の友人がいるので、非常に細かい計算など教えてもらってやっているのですけれど、非常に合理的で確率論から検定まできちんとやって、試行錯誤をして、今、行政でも統計を重視してと言うけれども、それが本当の統計だと思うのです。

だから一般的に言えば、目視でどうのこうのなど、それが統計ではないと思っていますので、1点お聞かせいただきたかったということと、書籍が全てということではもちろんないので、実際にお勤めになってそういう感想も書かれているので、全体的なものから考えれば、県土マネジメント部長の部署が統計的なものの先駆者といえますか、リ

ードしていただける部署ではないかと考えているわけです。総務警察委員会でも統計の話も余り通じなくて、また今後その辺の協力、連携をお願いしておきたいと思います。

この点は、また別の機会に聞いていきたいと思うのですが、もう1点が、今、国庫補助金など国の予算も県土マネジメント部長のご答弁で減らされてきていると。人口減少という背景ももちろんありますし、奈良県でも県単独費はふえたけれども、人口が大幅に減っていくカテゴリーに入っている県でもありますので、その辺のシミュレーションと申しますか、ファシリティマネジメントもやられていますけれど、そういった関連も見ながらということになってくると思うのですが、ことしは予算を組まれるに当たってどのような視点をお持ちであったのか、お聞かせいただけますか。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部で独自に人口減について推計して、それに対応するためにどういう事業をやろうかという、直接的に、ことしの事業で何がリンクしているのだという、これがそうですというのはありませんけれども、今、県土マネジメント部としては、地域との連携を考えています。すなわち、県もそうですけれども、地元の市町村等が人口減、高齢化に対応するために、さまざまなプロジェクトを考えています。地域づくり連携協定等も締結しながら取り組みを推進しようとしているわけですが、プロジェクトを支援する道路あるいはインフラ整備に選択と集中ということで、平成26年度に、道路については道路整備基本計画を議会でもお諮りし、認めていただいたところです。計画では、第1に、高規格幹線道路ネットワークという県の骨をしっかりとつくることとともに、目的志向の道路整備を位置づけています。そこでは、地域の課題はさまざまだと思いますけれども、全体的には人口減、高齢化をどう克服していくのかが大きな課題ですので、市町村の取り組みによって出てくるさまざまなプロジェクト、それに関連した道路なりインフラ設備に選択と集中で取り組んでいこうと、インフラというものは下支えをする施設ですので、我々としては、そういう視点で取り組んで来年度の予算についても考えてきたということです。

○川田委員 地域の土台をつくっていただいていることはいつも感謝申し上げているのですが、地域の支援で、地域もいろいろな事業を実施して、知恵を絞って、どうにかこういって人口減少に対する施策、方策を考えて対処していこうという今、姿勢が特に強く見られている時代でもあると思うのです。国からの補助金が県を通して交付されて、地方公共団体にどんどんいっているわけですが、きょうは、たまたまの機会だったので1点聞きたかったのですが、今、大和高田市で、新聞の報道でもされていましたが、未完了

事業を完了と偽って虚偽報告を行って交付金を返還する事態に至っていたと。これは県で速やかに検査をしていただいて、注意、指摘を行った結果、こういったものにつながってきているということなのです。

市町村といっても、どこでもしっかりやっておられると思うのですが、これは新聞報道にも出たので、実名を上げている次第です。これは、我々関係議員もこの調査に一生懸命当たっていていろいろなことが発覚しているのですが、公になっていない部分は今回は申し上げますが、公になっている部分では、議会等に提出された資料や、例えば開示請求によって提出された資料、これは公でも言えるのでそれを見ていきたいのですが、当初、返還に至る経緯について議会に提出された資料で、これが本郷大中線街路事業で、平成25年度に交付金の対象事業として実施したと。ところが平成26年度になっても、土地の売買の交渉等もあったので、そういったものが完了していないことから、明許繰越を行った。明許繰越を行ったが、その翌年度においてもまだ事業が完了しないということで、ここはまた別で聞きたいのですが、明許繰越をした後、事故繰越の手続をしないで、工事未完了であったにもかかわらず、奈良県の検査で指摘されるまでの間、完了したという虚偽の報告書を県にも提出していたということです。

この件について、明許繰越、事故繰越の関係は後でも聞きたいのですが、まず1点、虚偽の報告書が上がってきているという検査体制はどのようになっておられるのですか。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま川田委員から大和高田市の補助金の報告についてありました。チェック体制ですけれども、国の事務処理要領では、当該年度に実施する事業について完了実績報告を、翌年度の6月末までに提出するように定められており、それに対して県は国から、国庫交付金の事務の一部について法定受託事務として委任されている部分がありますので、その完了実績報告書は県に対して提出される形になります。6月末までですので、翌月の7月から8月にかけて、順次、県内各市町村に対して完了検査を実施しています。その中で、所要の検査や現地の検査を行い、今回の大和高田市の事案については、8月3日に現場を見て竣工していないと確認したという経緯です。以上です。

○川田委員 速やかに発見いただいたことは感謝しているのですが、県は決裁文書を全部見て調べるのは不可能ですので、物理的でないことを申し上げるつもりはないのですが、非常に怖いと思うのが、今回の調査をやっているものの報告でも、県に上がっていて市長印が押されている資料があります。これは何枚かあるので、一部の例だけですけれども、平成25年度社会資本整備総合交付金事業完了実績報告書ということで、平成27年6月2

3日付け大高都第111号のこの文書、ここに印鑑を押されて提出されているのですけれど、担当の方が勝手に印鑑を押して提出されていると。印鑑の公印使用規定等々は定められているのですが、それもインターネットから出てきますので入手しましたが、全部市長みずからの決裁事項になっているわけです。ところが、全然関係ないものが提出されている。故意にやられたのかどうかはわかりませんが、虚偽の報告書が作成されて、県では、印鑑が押してあればそのままそうだと受け取るのは当然だと思うのですが、こういったものが調査でまだ詳しい件数などわかっていないのですが、平成23年以降、相当な件数の文書があるとだんだんわかってきたということです。

うのみにして、市町村だからきっちりやっておられるだろう、向こうの責任なので当然ですが、こういう虚偽関係で、国の交付金、補助金を使用されていくことは、厳しいチェックが今後必ず必要になってくるのではないかと思うのです。これは刑罰的にどうなのか云々は今調べているので、ここの議論とは関係ないのですが、県は、虚偽の文書を提出されていたことになってくるので、そのあたりの感想はいかがですか。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま川田委員から決裁の話と、それが提出された県としてどうするのかということでしたけれども、先ほど委員からご紹介のあった完了実績報告書等も全て市長名で公印を押して提出されていますので、県としては、そういうものだと受け取ることになります。ただ、先ほど委員もおっしゃっていたように、決裁規則等々があるということで、それは各市町村の中の決裁区分ですので、それについては、各市町村の中でどうなっているかまでは県ではわかりませんが、市長名で出てきたものであれば、そういうものだと受け取っています。ただ、完了実績報告書であれば、その後、毎年必ず、県が完了検査に入りますので、虚偽があればわかるので、そういうものなのになぜ出してきたのかと思っています。

それを提出された県としてですけれども、この交付金制度、翌年度、今申し上げたような実績報告書を上げてもらって、実際現場を見たり書類をチェックしたりという完了検査をしているのですけれども、今回のような事案があったということもあり、県で各市町村の交付金を扱っている担当の課長を緊急に招集して、交付金の適切な執行や補助金適化法の解説を県の会計局と連携して再度注意喚起を行っています。それから市町村の内部で、こうした補助金の適正な執行についてしっかり周知徹底を図らせるために、当該市町村内の国庫交付金等の適正執行の責任者を明確にさせると。その責任者に毎年度、適正執行に係る所々内部での職員に対する研修を実施して、その実施状況を県に報告していただく

ことにしました。

それから、県によるチェックをさらに強化しなくてはいけないと思っており、先ほど申し上げたような事後チェックがありますが、毎年度、1月末現在での執行状況を市町村から県に報告させ、執行状況を把握した上で進捗が遅延している事業については繰り越し手続をさせるなど適正執行を促し、その時点で完了していない事業については、年度内竣工のための詳細なスケジュールを出させて、さらに、必要に応じて県で例えば直接現地で確認するなど、きめ細かな指導を行っていくことを考えています。これについても、1月に市町村に通知をして、今年度から実施をしています。市町村の担当が集まるような場所の機会を捉えて指導を徹底し、こういったことが起こらないように再発防止に努めていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 県でチェックしても、わかるものとわからないものが当然ありますので、今回のようなケースであれば、多分わからないケースに入ると思うのです。検査に行かれて初めて発覚したから、こういった後々の問題もわかってきたわけで、なかなかそこまでは難しいのです。

ただ、1つお願い申し上げたいのは、国民は税金を払って、いろいろな要望は当然あるでしょうけれども、住民の生活、福祉の向上を目指して予算を組んで補助金と交付金等をつけてきているわけですから、安易に使っていただいたら困るのは当然あると思うのです。今までなら検査に来なかったのに、どうして今回たまたまばれたのだろうか、そういうのもあるかもしれない、これは言い切れませんが、けれど、そのような感覚は、市町村においても絶対にあってははいけないし、県も、報告書を受ける立場でもありますので、こういった事案が発覚してきたことになれば、一度検査を徹底してその団体においてはやるべきではないかと思うのです。ましていろいろ調べていったら、あくまでも推測ではなくてあった場合という話ですけれど、虚偽記載があったり印鑑不正使用があったり、刑法でいえば公文書虚偽作成となるのですか。こういったものがいろいろ出てきて交付金を返還しなければならないと、それを見て見過ごすことは絶対にできないと思いますので、そこは徹底した、こういったものが事実上出てきているので、きょう委員会で告発をさせていただいてるわけですが、こういったものに対して特に出てきたものに関して、今後どのような取り組みをやっていただくかお聞かせいただきたいです。

○本村地域デザイン推進課長 虚偽の文書ということで、先ほどの答弁と重複する部分もありますけれども、補助金の完了の検査については、全件を出していただいております、今回

はたまたまではなくて、必ずばれるものだと思っています。ですので、その時点になって県が入って見させていただくということですが、それに加えて、先ほど申し上げた再発防止策とで、従前に増してきめ細かく見て、虚偽のものが出てても必ずばれるということに加えて、未然に防ぐ対策もしていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 専門家の方がチェックしていかれるわけですから、信用していますけれど、ただ、虚偽の印鑑を押しているなど絶対にわかりません。現に今出てきているので、その絶対にわからないのに出てきたところに対しての検査をお願いしたいと、この部分を今聞いているのです。

○本村地域デザイン推進課長 おっしゃるとおり、市長の名前で市長印が押されて出てきたものについて、市長が見ているかどうかについては、県としてはわからない部分が確かにあると思いますが、今回、大和高田市でそういう事案がありましたので、大和高田市も、いろいろ再発防止策をみずから検討している部分もありますし、今、市議会の委員会が設けられて、まさに議論しているところだと思っています。そういうことも踏まえて、大和高田市に対して県としてどこまできめ細かく見ていくかについては、今後も対処したいと考えています。以上です。

○川田委員 そうです。地域デザイン課長がおっしゃったように、特別委員会が開かれて、今、膨大な資料の請求を行ってやっておられると聞いていますので、いろいろ出てくるでしょう。そういったものを見た中でも結構ですので、今後さらなるチェックが必要です。そういった虚偽関係があった場合、今までもらっていた補助金はどうなるのですか、返さないといけないのではないですか。正当な手続行為が行われていないということでしょう。ということは、行政法からすれば、行政処分としてそういう処分をして報告書を提出したとしても、それは無効ですよ。重大かつ明らかな瑕疵に当たるものになるのですか、完全にこれは無効になってくる。無効になった場合、過去お支払いしていた補助金は全部返還になってくるのですか。

○本村地域デザイン推進課長 今回、報告の中身が事実と異なることもあり、それからそもそも平成26年度中に終わらなければいけなかった事業が終わっていないこともあります。これは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があり、そこに照らし合わせて、まずは交付金の交付決定の取り消しという手続をして、その後、返還命令がなされることとなります。ですから今回の大和高田市も補助金の返還命令がなされています。さらにペナルティーとして、年率10.95%の加算金も追加でかかっていますので、委員が

ご指摘のように、補助金の引き上げがなされたというものです。以上です。

○川田委員 丁寧な説明をありがとうございました。そういう違法行為に返還がある、ましてやペナルティーもとられるということは、過去にそういったものが、これはその市に限られずどこでもそうですけれど、一般論として、虚偽が発覚した場合には、交付金取り消しプラスペナルティー的なものを行わなければいけないと、こういうことを厳格におやりになっていかれるという解釈でよろしいですね。

○本村地域デザイン推進課長 委員がおっしゃるとおりです。先ほど申し上げたように、再発防止策の一環として、緊急に各市町村の担当課長を集めた会議を行ったと申しあげましたが、その中でも、こういう違反があればペナルティーが科せられることは重ねて申し上げていますので、そういった点を今後も機会を捉えて周知徹底したいと思っています。以上です。

○川田委員 この件はこれで終了したいと思うのですが、また情報等もいろいろあると思いますので、またあれば、県土マネジメント部に告発をしたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それともう1点が、私、香芝市選挙区から来ているわけですが、国道165号の山麓線と中和幹線の終点から大阪府柏原市に向けて抜ける道があるのですが、奈良国道事務所の説明では、4車線に拡幅をしてスムーズな流れに持っていきたいということになっているのです。ところが、事業が一向に進まないこともあり、地元の方からも、いつになったら進むのかと、計画書はどうなっているのだなど、例えば香芝市でも、今、都市計画画面上においても道路計画もつくっていますので、工事が完了しなければ、他の道の着工にすらかかれなと。こういう現状があり、国の事業ではありますけれども、県もかかわっていただいていますので、進捗状況と今後どう進展していくのかをお聞かせいただけますか。

○森本道路政策官（道路建設課長事務取扱） 国道165号の香芝柏原改良についてのご質問がありました。お述べのとおり、香芝柏原改良は県の中和幹線が接続する香芝市の穴虫交差点から西名阪自動車の柏原インターチェンジまでの間、約3キロメートルを国土交通省で実施されています。場所は、国道165号、それから大和高田バイパス、中和幹線の3線が合流することから、2車線を4車線にして交通を円滑にするということで平成23年度から実施されています。

ご質問の進捗状況ですが、奈良県域で平成25年度から地元の地域の皆さんと設計の協

議が進められて、これまで約8割について終わっていると聞いています。終わったところから順次、用地測量、それから補償調査が進められており、用地測量も5割が既に終わっていると聞いています。具体の用地買収については、今年度末時点ですが、面積にして9,000平方メートル、率にして1割の進捗を見込んでいると国からは聞いています。県としても、先ほど言いました3つの道路が合流する渋滞の起こっている箇所ですので、また、大阪府と奈良県をつなぐ重要な道路です。関係の皆さんのご支援、協力を得ながら一日も早く用地買収が終わって工事にかかれるよう、しっかり国土交通省に働きかけていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 よろしくお願ひします。予算がつかなかったら用地買収も進みませんので、一時大きくつくようなことを言われたのですが、いろいろなトラブル等々があって結局予算がつかなくなっておくれているところもあると聞いていますので、またそのあたり国にも強く要望いただき、本当にひどい混みようなのです、詰まってしまって。あれだけの道路が重なったら、同時開通が本来の形だと思うのですが、アクセスが非常に悪くなっている現状もありますので、その点はお願ひしておきたいと思ひます。

それと、県土マネジメント部は最後ですが、今回、奈良県公共交通基本計画を議会に提出いただき、全体の公共交通の計画を策定していくことになっています。地域公共交通活性化協議会、これは法定協議会になりますが、私も香芝市で、数年前に地域公共交通活性化協議会を立ち上げて会長もずっとやってきて、デマンド交通ということで、高齢者または障害者の利用という福祉面も含めて行って、非常に今市民の皆さんからは好評をいただいている状態です。県がやられるのは、あくまでも広域的な計画ということですが、各市町村単位でも、こういった公共交通基本計画等を策定されて協議会を立ち上げられて、みずからの責任において計画を立ててみずからの予算でやっていかれているわけですが、そこにかぶってくることになると、そこの市町村のせっかくつくった計画が歪曲されることにはならないのか、その点をまずお聞かせいただけますか。

○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱） お答えします。

県のつくる計画、そして市町村のつくる公共交通の計画、そのデマケーションの話と受けとめました。それについては、県が市町村がやっているものについて、効果的に使えるようにしておきたいということがあります。つまり、市町村が実施する公共交通に関する取り組みを連携した形で、県がつくる公共交通網、法定計画ですけれども、それを実は2月に策定しました。したがって、市町村がやっていることを邪魔するというより、む

しろ県としても生かしつつ、主には複数の市町村がまたがる路線バスを軸に計画を組み立てています。ただ、例えば複数の市町村、また、路線バスに一市町村がコミュニティーバスやデマンド交通が接続する場合があります。乗りかえなどがあり、そうすると、お互いにとっても相乗効果が見込める側面があると、路線バスも使えるし、また、デマンドやコミュニティーバスも使えるということで、その市町村がやっているコミュニティーバスの取り組みを生かしながら、県としての地域公共交通網形成計画を2月につくりました。そしてその地域公共交通網形成計画については、奈良県だけではなくて、全市町村クレジットの共同の計画という形で位置づけています。以上です。

○川田委員 県土マネジメント部次長も、香芝市の地域公共交通活性化協議会の委員としてご参加をいただいていますので、事情はわかっていると思うのですが、連携で乗りかえなどするのはいいと思うのですが、地域福祉計画に基づいて福祉施策として、高齢化が進んでいこう、外出機会が減らなろう、買い物にも不便だらう、それで計画を立てていく上において、全国的に調べたけれども、一つの事案に対して一つの施策をつくろうとするので、これならお金が幾らあってもできないわけです。だから総合的にどんなものにも対応できるものが必要であり、障害者の交通移動だけに特化してしまうとかなかなかつれないのです。だから、減免制度などほかにいろいろありますけれど、組み合わせの中で総合的に考えて道路の高齢者率を調べ、マップをつくってその傾斜率まで調べて、地域カルテを全部つくっていったのでデータ作業を処理していくのは大変だったのです。やっと完成したということで、大体分析のとおりになっています。目視など入れていないですから。

そういった中で、仮に、もう少し範囲を広げようとか、例えば横の市町村とこうなってきたら広域の計画にもなってくるので、広げようとなってきたら計画が全部崩れてくるのです。なぜかという、デマンドタクシーで200円をいただいて、香芝市内であればどこでも自由に行けるように一応設計してあるわけです。それは、24平方キロメートルという狭い地理上の中であるので、可能なわざであって、これが広範囲になっていくと、行って帰ってくるだけでも相当な時間を要するので対応できない。これは分析の過程でも、大体計算は出ているのです。この間、香芝市に聞いたのです。今度、広陵町と一緒にやったらどうだとか、いや、それをやったら計画が崩れるではないかという物すごい怒りの声を聞いているのですが、つくってきた経緯があるので、安易に広域化したほうがいいのかという、その言葉だけで全く中身の実行のことを考えずに進めるのだけは絶対にやめてい

ただきたいのです。住民が喜ぶためにつくっているもので、同じものを向こうもつくられて、どこかで連携して、先ほど県土マネジメント部次長からお言葉をいただきましたけれど、乗りかえやバスというのは、行ったり来たりではなくてルートで走ってきますから、これだったら広域にまたいでやっていくのは非常に有効的かと思っています。

今、香芝市でも、バスも、公共交通協議会に上げられて有料化して、コミュニティーバスも同時に策定していこうと言われていますが、こういった計画は非常に怖くて、つくられるのはもちろんいいことで、地域によっても違いますし、過疎に行けば、その単体だけでは絶対にはかないので、広範囲に考える必要は当然あると思うのですが、その地域特性をよく調べていただき今後の計画に活かしていただければと思うのですが、いかがですか。

○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱） まさしく川田委員がおっしゃるとおりです。確かに地域公共交通網形成計画は、全市町村と共同でつくらせていただきました。ただ、その計画をどう実行するかが非常に大事だと思っています。その際に、計画としてどのエリアでどういう路線を走らせるか、もちろんそれが中心になりますけれども、それ以前にどういう検証方法が必要か、つまりPDCAサイクルで回すということになります。そこも明確に位置づけています。例えば、バス、交通事業は、公共事業とは違い、一方で公共性を求められつつも一方で事業採算性を求められる。それを反映させているものが運賃だと、つまり有料前提です。もちろん無料のものもあります。そこで、収支率はどうか、バスに乗っている利用者は1日どのくらいあるなど、そういう幾つかの指標を設けた上で毎年検証することにしていきます。あと利用者の声を聞けるようにするために、関係者が集まって各路線別で協議をする仕組みを設けています。その中で、よりよい公共交通のサービスの動きを高めるような取り組みを引き続きやらせていただきたいと思います。以上です。

○川田委員 県土マネジメント部は統計もきちんとやられているので、その点は安心しているのですが、住民のニーズはいろいろあるわけですが、それと統計上で出てくる効率性や効果性は別物で、余り偏り過ぎても結局最終的には住民が不便を受けることになるので、そのあたりはデータを重視して組んでいただかないと、大きな声が出てきたからそれに流れてしまうのは、絶対にあってはならないことだと思っているのです。

話が変わりますが、今、関西広域連合の議員としてやらせていただいているのですが、先日、連合長の井戸兵庫県知事にも質疑をさせていただき、リニア中央新幹線の問題

でも、大阪、東京同時開通だとか、いろいろ意見をみんな言うのは言うのです、声が大き
いから大きく言うのです。地元に戻れば、この地に誘致だとか、いろいろな声は出ます。
けれど、JR東海の社長は、はっきり言ってそういったのはやめてくれと、そうでないと、
そういう声で左右されていくと。彼らも民間事業として採算事業としてやっていくわけだ
から、あまりそこで大きい声を出されると、それで別ルートへ行ったりなど、新幹線でも、
ぐうっと曲がったりなどおかしなカーブがあります。

だからそういったところを拒否されているわけであり、この間も申し上げたのが、東京
から名古屋までの開通が、先行第1工期で、2期工期が大阪までとタイムラグがあるわけ
ですけれど、なぜ2期に分けているかは、簡単な理由で、9兆円ぐらい借金をして第1期
工期をやっていく、そしてそれを今度収益によって返還していく、キャッシュフロー計算
で出てきますから、借金の返済率が下がってきた段階でしか、2期工期に行けない。一緒
にやってしまうと、今の収益力からいけば、金利だけ返済している形になって元金が減ら
ない計算も出ているわけです。だから2期に分けている。井戸兵庫県知事にも申し上げた
のが、そういった実態があるので、早く一緒にやってくれと言っているだけでは絶対でき
ないですと。だからこの工期分を前に持ってくるのであれば、そこでの資金調達や金利負
担であるなど、どこまで援助できるかわかりませんが、これなら関西広域連合として協力
できるというスキームをつくっていかないと、ただ言っているだけなら、わかりましたで
終わってしまう話であるので、そのご検討をお願いしたいと言え、それはもう言われる
とおりだと、早急にそういったものを検証していくという答弁をいただいたのです。

話がそれてしまったけれど、現実には、大きな声は住民の声だからどんどん聞くの
はいいのだけれど、余りそれに左右されて本質から離れてしまうことはあってはならない
ことだと思いますので、その点は、もう重々に釈迦に説法なのでご理解いただいていること
ですけれど、重ねてお願い申し上げたいと思います。

これで、県土マネジメント部については終わります。

次に、水道局は、複式簿記になってくるのですが、まず聞きたいのが、引当金について
書かれています。この内訳を全部言ってもらっても大変なので、退職引当金は今幾ら積ま
れているか、それを教えていただけますか。

○郡水道局総務課長 水道局の引当金のご質問です。退職引当金については14億円程度
だったと思います。

○川田委員 事前に言っていなかったのですぐに数字が出てこないと思うので、概算でい

いのですけれど、14億円は、今、全員の方がやめられても、水道局の退職金は14億円あったら賄えるという解釈でよろしいのですね。

○郡水道局総務課長 今の段階では十分賄えるということです。

○川田委員 わかりました。複式簿記のほうが非常にわかりやすく、こういった形で長期にわたって支払っていかなくてはいけない負債部分の項目もわかりやすいわけですが、そこで聞いていきたいのが、今後の整備計画といたしますか、県域水道ファシリティマネジメントの推進事業に係る契約が債務負担行為で上がって、当然長期になるので債務負担行為を組まれているのですけれど、これについて今どんな計画になっているのか、詳細に教えていただけないですか。

○浅田水道局業務課長 来年度、県域水道ファシリティマネジメントの事業としては、全て県営水道への転換に絡む施設整備で上げています。具体的には、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、川西町の工事と、王寺町の測量試験費を計上しています。以上です。

○川田委員 債務負担行為の限度額を12億円組んでいます。この12億円の使っていく範囲が今おっしゃっていたことに該当するということですか。

○浅田水道局業務課長 委員がお述べのとおりです。

○川田委員 ファシリティマネジメントという名前がついていますので、効率化を目指して、今後の人口減少等も含まれていると思うのですけれど、人口減少等との絡みはどのような算出になっているのですか。

○浅田水道局業務課長 このファシリティマネジメントの事業ですけれども、まず、将来、老朽化する市町村の浄水場を更新するほうが有利なのか、県営水道への転換のほうが有利なのかという人口減少も踏まえた経営シミュレーションを行い、それで個々の市町村に県営水道への転換が有利な場合は提案していると。個々の市町村で独自に経営シミュレーションはしておられますので、それと比較検討されて県の提案が合致するようであれば県営水道への転換に進むということで、個々の市町村と合意できた部分について今事業をしています。

○川田委員 費用比較は私も市町村にいたので知っているのですけれど、計画どおりに進んで、ほかにもいろいろありますよね。全般的に、南部は別としても、南部以外のところで県営水道の一本化に絞れることになれば、価格帯に対して、たくさん売れることは収益が上がる、イコール水道料金も下げられることになってくるので、そのあたりのシミュレーションはどのような形になるのですか。

○浅田水道局業務課長 水道料金については、県営制度そのものの管路更新とか施設更新も含めた形で検討しなければいけないので、ことし管路更新計画を立てており、それを反映した上で、今後どういう形でシミュレーションをしていくか検討する形になっていくと考えています。以上です。

○川田委員 計算はまだ出されてないということですか。

○浅田水道局業務課長 概算では出ていますが、更新計画、特に管路更新計画そのものの事業費についてはまだ正確な数字は出していませんので、それを反映して経営シミュレーションになっていくと考えています。

○川田委員 概算では出ているということで、その概算をお聞かせいただけますか。

○郡水道局総務課長 水道料金の経営シミュレーションの話ですけれども、水道局は、平成25年度から新しい水道料金の引き下げをやった後、経営計画では、平成32年度までこの料金で4掛ける2の8年でやっていますので、基本的にはその中で考えていくということで、今後、業務課長から申しました更新費用や、県営水道への転換の進みぐあい、それから全体的な今、委員がおっしゃっている人口の減少の度合い、そういったことを勘案しながら見込みは来年度以降で立てていくことになると考えています。

○川田委員 そんな難しい計算ではないと思うのですが、今、計画を進めていかれるということで、県営水道が今まで使っておられた水道の量で、この量が販売される、イコールそれが変わることによってそれだけ県営水道が売れる、そういう単価計算をしていけば単価をどのくらい引き下げることが可能なのかという計算は出てくると思うのです。

なぜこういうことを言うかといいますと、以前、水道料金がもう少し下がると私は市議会にいたとき聞いていたのです。ところが、下がらなかったと。理由はなぜだと、答弁と違うのではないかと考えたときに、思った以上に県営水道が売れなかったと、その数量が思っていたほど伸びていないことから、今回は値下げは若干されたのか、聞いていたほど下がらなかったという答弁を受けた記憶があるのです。記憶も定かではないので細かくは正確性に欠けるかもしれないのですが、そういった事案があったことで、現実にその水道の計画を立てられている中で、県営水道を今後ふやしていられるわけでしょう、県営水道をどんどんふやしていこうと、自己水をできたらやめて県営水道を利用いただきたいという趣旨で進められているわけですから、予想どおり推進した場合、どのくらいの効果があるのか当然計算しないと県民に説明できないと思うので、その点をお聞かせいただいているのです。

○郡水道局総務課長 県営水道への転換の効果は、平成32年度までに今の予定どおりいきますと、1,000万トンぐらいいくだらうと考えています。ただし、一方で、需要は例えば人口の減少や高齢化が進展していますので、徐々に下がっています。最終的にはそれとの相殺になると思うのですけれども、そういうことを考えつつ供給量を見積もっていかねばいけないということです。それは、今後、いろいろなデータのもとにやっていきたいと考えています。

○川田委員 今やられていないので、数字を追及しても仕方ないのですが、できたら、今年度にぴったりまでいくのは、計画が進まないときもありますから、この部分が進まなかったらどうなるか、全部計画どおり進んだらこうなるなど、そういう簡単な概算表といえますか、これは今年度で出すことは可能だと思うのですが、それをお願いすることはできないでしょうか。

○久保田水道局長 委員のご質問、そのとおりです。先ほどから総務課長や業務課長が説明していますのは、今、一生懸命県営水道への転換を図って、県の水道の施設を最大限活用しようと、全国的にも例がないと言ってもいいぐらい来年度からV字回復する状況ですが、しかし、それこそ全国的に人口減少が始まっていますので、この状況も平成33年ぐらいには下り坂になると見込んでいます。

そういう中で頑張っていますのと、業務課長が説明していますのは、大体全国でどこの水道施設も昭和40年代から積極的に投資を整備して間もなく50年を迎えますので、これを更新していくと。更新については、原則、広域化という枠を使うと例外があるわけですが、今まで持っている資産の中でこれを更新していくと。概算を見積もりますと、約1,000億円以上の更新費用がかかると。それを年度末に向けてどのくらいかと詳細に計画を立てると。この1,000億円を30年計画で更新していくのか、それとも何年計画で更新していくのかは、我々の懐ぐあいも見ながら、どのくらいの計画を立てていくかを来年度からそれに取りかかることによって、より詳細な将来計画を立てていきたいと。

ただし、来年度は非常に積極的な予算になっていますので、どんどん右肩上がりになるのかといいますと、全国的なトレンドとして、水道の利用は減ってきます。価格について申しますと、平成22年度に1回、それから平成25年度に1回と、この時期に値下げをさせていただいたのは県営水道への転換を進める上で非常に効果があったかと。しかし、この価格をいかに維持していくかが当面の課題であると考えていますが、ご指摘いただいているように、どうなるのかについて、そういう過程を経て皆様方にご審議いただくよう

に頑張っていきたいと思います。以上です。

○川田委員 よろしくお願ひします。落としどころがどこにあるのかがわからないと審議もできないし、また、それを見て分析される議員もたくさんいらっしゃると思うのです。その中で、こういう方法があるのではないかなど指摘も上がってくると思うのです。だから、そういった基本的な土台となる資料も必要になってくるかと思ひますので、今すぐ言ひてあした出てくるものではないのはわかっていますので、またその点をお願ひをして質疑を終わります。

○山中委員 数点お聞かせをいただきたいと思ひます。

まず、県土マネジメント部の防災・災害対策でお聞かせしたいと思ひます。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の68ページ、土砂災害・防災情報システム整備事業についてお聞かせいただきたいと思ひます。

さきに、歳入、総務部等の質問で、市町村の住民避難対策支援事業についてお聞かせいただきました。これは、大雨の際の特に大和川水系に市町村の共通した情報で避難をという、そういったところに向けて対応をいただいている事業についてお聞かせしたわけですが、今度は、平成26年8月の豪雨により広島市の北部で発生した土砂災害等を踏まえて、土砂災害から国民の生命及び身体を保護すべきということで、長い名称になりますが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が変更になり、これが平成26年10月に閣議決定をされています。その内容は、皆さんご案内のとおりだと思いますが、そこにも円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供と書かれています。こういうことを受けて今回の情報システムの整備等が進んでいると理解をしていますが、そこで、まず最初に、この事業の内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 山中委員から、土砂災害防災情報システムの整備の内容についてご質問がありました。本県においては、平成23年に紀伊半島大水害が起こって、ご指摘のあった平成26年には広島市の土砂災害があったわけで、そういった中で、全国各地には台風、ゲリラ豪雨等、災害が発生しているところで、これらの災害を見ますと、住民がみずから適切に避難行動をとっていただくことが基本的に重要だと思ひています。そのため、この土砂災害防災情報システムを、土砂災害に備えて市町村の避難勧告等の発令の判断、それから住民みずからが迅速かつ的確に避難できるように、いつ危険なのか、ど

こが危険なのかといった情報をわかりやすく提供するために整備をしていきたいと思っています。

現在、稼働中のシステムにおいては、いつ危険かという情報について、県内を1キロメートルの四方に区切り、雨量に基づいて危険度が高くなる、そうすると青からだんだん赤くなっていくということで、視覚的にもわかるように表示をするシステムがあります。これに加えて、平成28年度は、どこが危険かということで、先ほどご説明がありましたけれども、土石流や崖崩れが発生すると被災するおそれのある区域、これを土砂災害警戒区域等と言っていますけれども、これを地図上に重ねて、インターネット環境を通じてパソコンやスマートフォンで確認できるように整備をしていきたいと思っています。さらにきめ細かな情報としても、また、住民の直接情報の抽出などの拡張機能を含めて、引き続き、その後取り組んでいけるといいと思っています。ぜひ当該システムを使っていただいて市町村の地域住民の地域防災の向上に、また、強化につながるいいと考えて整備を行うところです。

○山中委員 ありがとうございます。

どちらかというと、今のところは、パソコンもしくはスマートフォンを使って、先ほど言っていた地域と雨量とをあわせて情報提供していくという話で、できるだけしっかり見てくださいという話です。なかなかそういう情報を見る人がどれだけいるのかもありますし、むしろこちらから情報提供するのであれば、わかる形で住民にお知らせをいただきたいと思うわけです。来年度予算ではなかなかそこまではいかないと思いますが、そういうことも含めて、先ほど触れていただいた感じもするのですが、見解がありましたらその辺はどうでしょう。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 委員がご指摘のとおり、パソコンやスマートフォンの画面を通じて見ていただく手法までが、来年度中に整備できるかと思っています。ただ、なかなかそういった環境をお持ちでない方もいらっしゃる場所もあるので、できるかぎり携帯電話でも直接受け取れたりすることも含めて整備ができるといいと思っています。拡張機能も含めてご検討させていただき、取り組んでいきたいと思っています。

○山中委員 この事業と関連してお聞きいただけたらと思うのですが、今、県では、土砂災害警戒区域を1万967カ所で、イエローゾーンと言われるところですが、確定しています。そして、奈良県の場合ですと、平成30年度までに基礎調査の完了をするという報告も国土交通省にされているかと思います。そのうちの一部が進んできているとお聞きし

ていますが、この数からいきますと、1万967カ所と随分とあるように思います。そして平成30年度までですので、期間はそこに見えている気もします。この事業との直接の関連はわかりませんが、お聞かせいただきたいと思います。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 ただいま土砂災害警戒区域等の基礎調査に関するご質問をいただきました。この土砂災害警戒区域等は、土石流や崖崩れが起こったときに、被災するおそれがあるところを表示し、指定をするところで、ご指摘のとおり、平成26年の広島災害を受けて国で土砂災害防止法を改正されて、おおむね5年間に基礎調査を完了するというので平成31年度までに全国的には目標として設定されている中で、奈良県としては、1年度前倒しを図って取り組もうと、来年度の予算についても3カ年でできるように要求をしています。しっかりとそれを執行して、実現できるように取り組みたいと思っています。

○山中委員 わかりました。予算も、平成30年度、通常よりも1年前倒しでやっていただくということですので、ありがたいことだと思います。しかし、その一方で、この土砂災害の特別警戒区域に、今回レッドゾーンに入ったということでお知らせをいただいた県民がおられます。そうしますと、本人にしますと、法的な措置とはいえ、急にそういう話を聞いて、資産価値や建てかえなど、そういうことがなかなか思うようにできないという弊害もお聞きしています。けれども、行政としては、しっかりと法的な措置を含めて進めていかなければならない部分だと思います。地元への説明はしっかりとさせていただかないと、そういった住民の皆さんの思いにもなりかねませんので、どうぞこの辺は進めていただく上で、また現地に入ってきていただいてしっかりと説明をお願いしたいと思います。この件はそれで終わります。

次に、まちづくり推進局に住宅の件でお聞きしたいと思います。

現在、住生活基本計画があり、県でもつくっていただけていますが、平成23年度から平成32年度までの10カ年を計画期間として進めていただけており、5年に1度の見直しをするということかと思います。ちょうど平成27年度はその時期に当たって、平成28年度からまた新たな住生活基本計画の内容を議論する時期にあると思います。恐らく既存住宅の流通促進と思われる平成25年の住宅・土地統計調査では、空き家率が13.

5%と過去最高となる値を更新したことが、この議論の中核になり、積み上げの住宅ストックの有効活用が喫緊の課題が、このテーマではないかと感じます。

一方、奈良県が運営管理する県営住宅においても老朽化が進んで、私の住む近くの県営

住宅を見ている、供用開始から既に40年以上を経過した団地も少なくないように見受けられます。こうした中で、耐用年数を過ぎた住宅については建てかえが必要と考えますが、全体としては、県営住宅の今あるストックを適切に維持管理しながら、少しでも長く活用できるように長寿命化計画などの取り組みが人口減少の時代にあって重要な視点と思っています。そこで、県営住宅のストック総合改善事業について今後どのように進めているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○大島住宅課長 県営住宅の今後の維持修繕の進め方についてご質問をいただきました。ご指摘をいただきましたように、県営住宅の多くが建設されてから年数がたっており、例えば、既に耐用年数を過ぎた簡易平家建てや2階建てのストックが約2割ほどあります。それから耐用年数が残る中層耐火造のストックであっても、適切な維持修繕あるいはストック改善が必要になっています。県としても、人口や世帯が減少していく中で、今ある県営住宅ストックを少しでも長く有効活用していくことが大変重要なことだと認識しています。このため、平成24年に奈良県住生活ビジョンを作成しており、その中でも老朽ストックの更新や長寿命化のための改修を位置づけ、計画的に外壁あるいは屋上の防水改修を進めています。

来年度は、平成24年に作成した奈良県営住宅長寿命化計画の見直しの時期に当たります。このために、この計画を改定するための検討経費も予算案に計上をさせていただいています。この中で、県営住宅ストックの老朽度などの状況を踏まえ、団地ごとの課題あるいは維持修繕や改修の緊急性などの整理、それから団地の更新、維持、集約化などの方針の検討を進めまして必要性の高い団地から順次改修を進めていきたいと考えています。また、通常の維持管理に加えて県営住宅の長寿命化あるいは住民の利便性の向上に資するようなモデル的な取り組みができないかについてもあわせて検討を進めていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 わかりました。長寿命化の見直し等を進めていただくということですが、今モデル的に進めていただく話をさせていただきましたが、具体的な内容はお持ちでしょうか。

○大島住宅課長 具体的にまだ決めているわけではありません。ここでモデル的と言っている趣旨は、例えば県営住宅の中で、エレベーターがついていない中層耐火の4階、5階建ての団地が結構多くあります。4階、5階建てについては若い世代には入っていただけているのですけれども、高齢者には、バリアフリー化がされていないのできつくて、空き家になっている状況もあります。例えば間取りの改善をするなど若い世帯が入れるよう

に、間取りがかなり細かく仕切られて、例えば2DK、3DKになっているのを1LDKに改修するなど、効果があるかどうかも含めてモデル的な取り組みをしながら進めていきたいという趣旨でお答えしました。以上です。

○山中委員 わかりました。若い世代のことも含めてということもありますし、また一方で、大変高齢化している通常の県全体の高齢化率以上に団地によっては高齢化率が高い団地もありますので、そういうところにもしっかりと視点を当てながら、ストックの総合改善事業を進めていただくようにお願いします。

それでは、もう1点、奈良公園の鹿対策についてお聞かせいただきたいと思います。

2月末に奈良の鹿、保護見直しという見出しで、国の天然記念物である奈良の鹿の保護エリアの見直しに県が乗り出したという新聞報道を拝見しました。奈良市の鹿は、古くから春日大社の神鹿として大切に保護され、1957年には天然記念物に指定されました。その際、国が保護エリアを当時の奈良市一円に設定したことから、旧月ヶ瀬村、そして都祁村の両村を除く奈良市全域で事実上捕獲ができない状態がこれまでずっと続いてきたかと思えます。そこで、従来の保護エリアに変えて今度は新たに4段階のエリアを設定されて、奈良公園を中心とした区域では手厚く保護をする一方で、周辺部においては頭数の管理を行いながら、新たなルールで人と鹿が共存を図れる奈良の鹿保護管理計画ができたようにお伺いをしています。そこで、概要等についてお聞かせいただきたいと思います。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） 鹿の保護管理計画についてご質問をいただきました。新聞等に掲載していたとおり、方針の見直しといたしますか、委員から経緯をしっかりとご説明していただきわかりやすかったと思えますが、もともと奈良の鹿は春日大社の神鹿で、春日大社、興福寺境内を中心に十分保護をされてきた歴史的経緯があります。これは、地元が鹿の保護政策をしっかりとやっていただきたいと、天然記念物にしてほしいという要望をした際に、鹿は移動するものだということで、旧奈良市一円という従来の狭いエリアから広い奈良市一円に保護エリアが広がってしまった。このことによって、もともと春日原始林のもっと向こうの奈良市の山間では昔から捕獲をされていたものが捕獲ができなくなって、農業被害が一気に広がったという感がありました。

この件に関しては、農業被害もありましたので、県も市も農林部、観光局を含めてなかなか難しい問題があり、時間だけがたつたという部分があり、奈良の鹿保護管理計画は、行政的にはどちらかというとアンタタッチャブルな部分に入ってしまうのですけれど、鹿の

ことを考えれば、奈良の鹿が100年先まで奈良公園で闊歩して、人と鹿の共生ができるようにするにはこれをつくらざるを得ないと、平成25年に第1回の保護管理計画検討委員会を持ちずっと専門家の意見を聞きながら検討してきたところです。天然記念物指定以降、初めて郊外地域については、ほかの奈良市、旧奈良市以外と同じように、農林部がつくっている特定鳥獣管理計画と同じものを使って頭数管理に乗り出す方針をここで初めて発表したと。私どもも、かなりたくさんの抗議が来るものかと思っていたのですが、今のところはまだ1件抗議があっただけです。考えによったら、数年前に、ある新聞社に奈良の鹿の駆除検討というのを書いていただいて、奈良公園室の電話がとれないぐらい苦情が殺到したものがガス抜きになったのかとも思いますが、私どもには、郊外の農家からは、やっとならぬという方向に目を向けてくれたのかというご意見もいただいています。

頭数管理をするための計画を目指しているのではなく、何度も言いますように、歴史的な経緯のある県庁周辺のエリアについては保護されているのですが、問題がたくさんあります。人身被害が出ているのも問題ですけれども、多くの方々が鹿の生態を誤っておられ、ペット化されつつある、要するに、毎日のように残飯等の餌を与える方が非常にふえて、それを注意すると怒られるという鹿の生態に影響が出ているという懸念もあります。郊外部分は農家被害が非常に多く、もう何十年と鹿のフェンスをやっているのですが、なかなか効果が見られないところがあることも踏まえています。できれば、特定鳥獣管理計画を農林部ともよく相談しながら県としてつくり、春と秋しか鹿の頭数管理という捕獲については許可がおりないと聞いていますので、何とかことしの秋に間に合うように計画をつくり、そして文化庁に対して現状変更申請を出して、1年目ですので、どのくらいの許可がおりるかはありますけれども、今まで1頭たりとも郊外部分の頭数管理をしていなかった部分について、農家の声は重々わかっていますので、県も市と連携して積極的に乗り出すことになりました。

○山中委員 わかりました。

次に、予定していましたが、先に触れていただきました。新A地区では重点保護区域、そして新B地区では準重点保護区域、そして新C地区については保護管理区域、そして先ほどから少し触れていただいた、今後頭数管理の縮減も含めて適正管理をしていただくのが新D地区で、管理区域ということだと思います。そして先ほど知事公室審議官から、この秋ぐらいに特定鳥獣管理計画を実施というか、つくりたいという話もしていただきましたので、おおむね新たなD地区における計画と、それから今後、農業被害防止のための管理

実施に向けたタイムスケジュールについても大まかにおっしゃっていただけたと思います。いずれにしても、長年、天然記念物ということで私たちもそういう目で見てきましたし、また、大事な部分だという思いもありますが、一方で、先ほど知事公室審議官にもおっしゃったように、農家は、やはり稲や野菜が食べられる被害は一向に減らないと。しっかりと捕獲して田畑を守ってほしいという声が寄せられているのも事実かと思えます。そういうことも含めて、新たな人と鹿の共存ということで取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。終わります。

○井岡委員 大和川流域総合治水対策の条例をつくられるということで大変期待をしていましたけれども、改めてこの規制されることなど、それから今後どういう対策をされるのか、まず1点お聞きします。

通告していなかったのですが、今のうちに考えていただいたら結構ですけれども、水道局で、奈良県長期水需給計画を平成22年につくられて県議会が議決事項にさせていただいたときに、たしかそのまま水需要は減らないということで、これはおかしいのではないかと。そのときは承認したわけです。その5年後でしたか、何年か後にやはり減りましたと、平成32年にまた改定され、今、橿原市、御所市、桜井市、生駒市、王寺町、川西町は全て県営水道に変えるということで、この4市2町はまだ自己水は幾らか残っているところですが、どの程度自己水から県営水道に転換されるのか。

それともう一つは、大きなところ、例えば隣の大和郡山市や、自己水をたくさん持っているところ、天理市などがありますけれども、平成32年までに転換されるであろうということがわかればお尋ねしたいと思います。まず、総合治水対策をお願いします。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 総合治水条例の内容についてご質問がありました。

大和川流域においては、昭和57年度の大水害以降に、県、流域市町村、国が水害に強いまちづくりを進めるために総合治水対策を進めてきました。しかし、30年以上がたっており、防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加など、当時想定していなかった課題も出てきています。そのために総合治水対策を推進するための条例の制定について検討を進めています。基本的な方針としては、雨水の流出増につながる行為には対策を行うということで、方策案としては、「流す」「ためる」治水対策、流域対策、それと「控える」土地利用対策、さらに、総合治水対策の推進体制ということで、大まかに言いますとそういうことですが、特に「ためる」の中には、今まで取り組んできた雨水貯留浸透施設

の整備や維持、あるいはため池の治水利用の整備や維持、新たなメニューとして、水田貯留の推進、先ほど言いました開発行為に伴う防災調整池の設置及び森林開発行為等に伴う防災調整池の設置及び維持、農地あるいはため池の保水力の保全などが主な内容です。

○井岡委員 ため池や水田の保護は順調にさせていただいているということで、ため池は、多少知事も不満なことがありましたけれども、平たん部では難しいことですので、また取り組んでいただきたいと思います。

それから、開発など規制の関係ですけれども、開発申請したときに、0.3ヘクタール以上は貯留池を設けなければならないと奈良県で決まっています。その0.3ヘクタールを下げることも考えられていることを聞いていますし、森林も1ヘクタール以上は貯留池を設けると聞いており、農地転用も今は規制がないと理解をしています。最近ソーラーが農地でぽつぽつとあり、ほとんどは砂利で浸透式にしていますけれど、中には草が生えるからと言ってシートにしていることもあり、いつとき水で流れているケースもあります。もう一つ言いたかったのは、道路で、県の道路、例えば中和幹線にしても国道の京奈和自動車道にしても、京奈和自動車道の場合は道路占用部の部分だけを貯留池として要望して、貯留池を下につくっていただいています。

これは5～6年前から開通までにしていただきましたけれども、側道の部分に入れていないとか、それから例えば中和幹線なら橿原市の飯高と小槻の間で洪水が起こり、下流が田原本町の佐味というところで相談を受けて行ったら、中和幹線ができてから水門をあけにいこうと思ったら、水がばあっと上がってきて大水のときにはその水門をあけられないから、自動転倒ゲートに変えてほしいということで市で変えていただいた経緯がありました。そのときに調べると、中和幹線がちょうど川と川の間で、街路事業でしたか、水がちょうどそこにあって、流れていくということで調べますと、県の道路に関しては、この流域総合治水対策の中には入っていないと聞いています。

新設とか既設の道路がありますけれども、民間に痛みを伴うような規制をするのであれば、公のほうもそういう形をとっていただきたいと思いますし、それから、今からする開発行為についてはひっかかりますので、既に開発されている既開発や、開発許可不要、用途変更する場合などは規制の対象には入っていないと思います。新たにしようと思っても、昭和45年以前から住宅地だったところを、また許可不要などでする場合はひっかからない場合もあります。その辺もよく考えてこの条例の規制を全体的にさせていただきたいと思いますけれども、何かご意見があれば、河川政策官、お願いしたいと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 委員から道路についていろいろご紹介がありましたが、おっしゃるように、大規模な京奈和自動車道や大和中央道においては、雨水貯留池を設けてきました。さらには、最近ですけれど、歩道に浸透性舗装をしたりなどという対策をしています。具体的に今後、条例の検討を進める中で整理していきたいと思っています。

それと、既開発の取り扱いですが、既開発の区域の中で何かされることについては、申請は上がってこないのですが、例えば、そこにその区域も含めて拡大をすることになりますと、新たな開発という取り扱いになるので、防災調整池の対象になると考えており、具体的なことはこれからですが、この条例を進めるに当たっては、専門家の方々の委員会や流域協議会、市町村長から成る会議の場で、委員がおっしゃったことも含めて議論していきたいと思っています。以上です。

○井岡委員 既開発に関しては、お願いをするという立場で、別にそんな厳しいことはしなくてもいいけれど、地元でもそういう要望が水利組合から出ていますので、そういうことは民間の方々もこなしておられると思いますので、できるだけ事前協議などで市町村でチェックをして、協力を願う形でやっていただけたらと思います。この条例に関しては、ほかの部局と調整が必要ですので、長い間期待していましたがけれども、一番の問題がこのいつとき水害の対策ですので、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、次、水道局をお願いします。

○浅田水道局業務課長 まず、長期水需給計画に関しての話ですけれども、当時は水受給はそう減らないということで、最近の予測では水受給が減ってくると方向転換しているのですけれども、その中の一番大きな原因は、業務・工業用水の見込みが当時はそこそこあると考えていたのですけれども、その後の予測でかなり減少していっていると。特に業務用については、大規模店舗について専用水道を導入されていますので、水道の需要に直結しない形になって、むしろ減少傾向になってしまったということです。

それから、県域水道のファシリティマネジメント事業で実施している県営水道への転換事業の中で県営水道100%になるところは、橿原市、御所市、川西町、王寺町です。橿原市は、先行で来年度、平成28年度から県営水道100%にされる予定です。それから川西町、王寺町については平成29年度から県営水道100%になる予定です。御所市は協議中で、平成30年度前半から半ばぐらいに県営水道100%に持っていく状況になっています。桜井市と生駒市は一部県営水道への転換ということで、桜井市は、平成29年

度にとりあえず50万トン程度を県営水道へ転換するというので、これは市全体の需要の大体7～8%を県営水道へ転換されると。その後、もう少し県営水道へ転換されるのですけれども、その量は現在協議中です。それから生駒市は、30万トン程度を県営水道へ転換されるということで、これは市全体の需要の3%ぐらいになると考えています。

その後の県営水道への転換の状況ですけれども、まず、北和の大規模の4市は、今、県営水道へ転換の予定はありません。町村の中小のほうでいいますと、磯城郡川西町以外に、三宅町、田原本町も県営水道へ転換される予定です。それ以外に、平群町も平成30年度ぐらいには県営水道へ転換されると聞いています。それと、現在協議中ですが、もう2町ほど県営水道への転換の意向を持っておられるというのが、県営水道への転換に係る情報です。以上です。

○井岡委員 今後の状況はわかりました。橿原市も100%ということで、ありがたいことです。先ほどのこの長期水需給計画ですけれども、平成22年当時に計画を出されたときに、工業用水がまだふえる計画をしてありました。住宅用水は減るけれど、工業用水はふえるというけれど、ふえるわけではないではないかと言っていたのに、工業用水が需要がなかったということで、専用水道はたかだかしれていて、全体的な工業用水の需要が減っていると言っていたので、はっきり言って平成22年の計画を修正されたのは、そのときに指摘したにもかかわらず予測ミスだったと思います。だから、平成32年の計画を立てられるときに今から計算されて、一度失敗しているでしょう、意見を聞きたいです。

○浅田水道局業務課長 平成22年の予測に関しては、委員がお述べのとおり、かなり誤差があったと考えています。以上です。

○井岡委員 そうですよ。平成20年に奈良県長期水需給計画の条例をつくって2～3回目に出てきた、初めて議決対象にした条例ですけれど、絶対おかしいのではないかとやっているのにもかかわらず、いや、これから工業用水がふえていきますという表までつくられたと記憶していました。ぜひとも、この平成32年の計画、当然10年だから計画は変更されますよね、平成32年までとこの計画はなっていますので、そのときまでには、水の需要の推移を厳密にさせていただきたい。そしてもう一つ大きな問題、大滝ダムが供用開始をされましたけれども、供用開始をされてから負担がこれからずっと続きますよね、その辺の計算も入れながら水道料金もまた考えて、きちんと数字を出していただきたいのですけれども、その返事をお願いします。

○浅田水道局業務課長 まず、水需要の件に関してお答えします。

今回、国で、人口問題研究所で推計されている推計人口をもとに予測しており、委員がお述べのように、過大にならない形で予測しています。先ほど水道局長からもありましたように、県営水道への転換によって一時的に県営水道の需要はふえますけれども、平成32年をピークに減少すると予測しています。今後、間違いないようにしっかり予測していきたいと考えています。

○**井岡委員** よろしく申し上げます。

それから、水道の起債で、大分借りかえをされたと思いますけれど、まだまだ高い利息の起債が残っていますか。

○**郡水道局総務課長** 高金利の地方債については、平成19年度から平成21年度にかけて繰り上げ償還211億円ほどの5%以上の起債を借りかえています。平成26年度末で430億円ぐらいの起債残高がありますが、それほど高金利のものはありませんが、実勢ベースでいくと高いものは残っています。

○**井岡委員** ありがとうございます。努力していただいているのは十分わかっていますけれども、借りかえは、かなり難しいと聞いています。特にどこの機関が難しいか教えてくださいたいです。

○**郡水道局総務課長** 今、水道局で借りているのは、借りかえた部分については民間ですが、最初に借りたのは政府系の地方債です。それについては、先ほど言いました平成19年度から平成21年度は保証金なしで借りかえることができたのですが、今、借りかえようとしたら保証金が必要になるということで、例えば10年後に期限となれば、それまでの利息を若干割り引いてはもらえるのですが、払って返していかないといけないこととなりますので、保証金を払ってまで借りかえることにはならないと考えています。

○**井岡委員** その政府機関の名前は。

○**郡水道局総務課長** いわゆる地方公共団体金融機構と言われる部分と政府資金で、財務省の資金です。

○**井岡委員** 全国的に借りかえが難しいというのは一緒でしょうけれども、これは大きな問題なのでできるだけ借りかえをしていただいで、高金利のものはやめてもらって努力していただきたいのと、健全な会計運営をよろしく願いして、これで終わります。

○**田尻委員長** 審査の途中であります。これもちまして午前中の審査を終わります。午後は1時より再開をいたします。

しばらく休憩いたします。

11:53分 休憩

13:03分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、発言を願います。

○今井委員 最初に、巢山古墳のことで質問します。

事務局で資料を配りますので、ごらんいただきたいと思います。

○田尻委員長 今井委員から、資料を皆さん方にごらんいただきたいと用意されていますが、お配りしてよろしいですか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

それでは、お願いします。

○今井委員 お手元に配りましたのは、馬見丘陵公園の古墳マップで、看板にこういう形で示されている中身です。そして私が言っています巢山古墳が、この1番の一番大きな古墳で、カラーになっている部分が馬見丘陵公園です。そしてこの2番に道路があって、その南側で、そちらについては、その西側になる、そちらは広陵町の竹取公園で、竹取公園と馬見丘陵公園との間に巢山古墳という馬見古墳群の最大の前方後円墳があり、王のお墓ではないかと、国の特別史跡を受けてずっと発掘が行われているところです。ここからいろいろなものが出ており、地元では、そうしたものを展示する博物館をつくりたいと、町では、かねてから検討会が設けられているわけですが、最初に計画をしていました広陵町の図書館の前の広場、駐車場に使っていたところですが、香芝市と広陵中学校の給食センターが今、建設中ということです。

そこにまた、博物館をつくることになると、竹取公園は靴下祭りやかぐや姫まつりなどというときに、地元の皆さんがたくさん駐車場を利用されるのに不便が起きるといふことがあり、博物館がすぐ隣接している馬見丘陵公園のエリアにつくることができないかという思いを持っているわけです。町でも今、検討会を開いているということですが、馬見丘陵公園の性格から、巢山古墳から出たものを展示する博物館を建設するのは、公園の建てていいものや悪いものなど、そういう基準から照らしてどうなのかをお尋ねします。

○堀内まちづくり推進局次長（技術担当） 馬見丘陵公園に関するご質問にお答えします。

委員がお述べのように、一般的に博物館を公園の中に設置することは可能です。ただし、面積など余り大き過ぎるものなど、そういった建蔽率上の制約がありますので、実際はどんなものができるのか、どういうものを計画されているのか、具体的に今のところ聞かせ

ていただいていませんので何とも言えないところですが、一般的には設置は可能です。以上です。

○今井委員 町でも、どうしようかと検討中ですので、馬見丘陵公園にも設置が可能だということも一つの案として検討の課題の中に入れていただきたいと思います。

そして、何でこれだけの古墳が馬見丘陵公園の中から外れているのかがよくわからないのですが、そのあたりのことをもしわかりましたら教えていただきたいのです。

○堀内まちづくり推進局次長（技術担当） 現に馬見丘陵公園の敷地の中にも古墳はあります。ただ、ここについては、これともう一つ、古墳は2つあったと思いますけども、今のところなぜ入っていないのか原因はよくわかりませんが、ただ、地籍の問題などの課題があったのかと思います。

○今井委員 わかりました。もし経緯などわかるようでしたら教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

馬見丘陵公園がもともとできたのが、住宅都市整備公団の開発で古墳が破壊されるということで、地元の文化会の皆さんなどが保存運動をやり、そしてここに残った経過がある公園です。今、花をたくさん植えていただき、にぎわっていますけれども、もともと古墳を主とした公園ということで、一つの大きな特色ではないかと思っています。博物館のようなものができることは、馬見丘陵公園にとってもプラスになるのではないかと思っていますので、地元にもそうした意向を伝えて、また相談がありましたらぜひ検討いただきたいと思います。何か町から具体的なお話は来ているかどうか、わかっていたら教えてください。

○堀内まちづくり推進局次長（技術担当） 具体的に、内容については一切聞かせていただいていませんので、検討協議会ですか、委員会でまとまれば、そういった説明もあるのかと思います。

巢山古墳については、先ほども言いましたように、公園の区域外になっています。それとは別にナガレ山古墳は、先ほど言いましたように公園として設置されています。以上です。

○今井委員 ナガレ山古墳は破壊され、随分皆さんのお力で復興をされており、馬見丘陵公園はナガレ山古墳の上から見ますと、四方八方見えるような位置になっていますけれども、それと比べても倍以上の広さがあるのがこの巢山古墳ですので、今後ぜひこれをうまく生かせる方法を検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**金剛まちづくり推進局長** 馬見丘陵公園が古墳を生かした公園ということで、大変有名になってきています。これまでも、委員がお述べのナガレ山古墳や埴輪の展示など、あるいはボランティアによるガイド等々解説をさせていただき、かなりそれで盛り上げているところです。委員からご提案等がありました、巢山古墳も含めた歴史資料の展示ですけれども、これについては、今般の本会議でもご質問があったところです。馬見丘陵公園が広域公園という性格を考えますと、広陵町も含めて地元の北葛城郡4町との連携協力が欠かせないと思います。具体的な提案が広陵町も含めて4町からありましたら、またよく聞かせていただきたいと思います。以上です。

○**今井委員** わかりました。ぜひよろしくお願いします。

それでは次に、県営住宅の駐車場の問題について質問をします。

県営住宅の六条団地の駐車場のことについて伺いたいと思いますが、これまで駐車場管理運営委員会が120区画の駐車場の管理をしてきました。ところが、実際の利用の数と、県に納めていた金額とに差があつて、県に対して少なく支払っていたことが発覚しました。担当していた会計が使い込みをしていたことが明らかになり、現在、別件で逮捕されている状況だと伺っています。県がそういう問題を知ったのはいつごろのことか、お尋ねしたいと思います。

○**大島住宅課長** 六条県営住宅の駐車場関連についてのご質問です。我々が、この不適正な会計処理についての情報提供を得たのは昨年4月です。

○**今井委員** そうしたら、不正が行われていた期間はいつからいつぐらいまで、金額的には幾らぐらいなのか、そして現在はどのようになっているのか、お尋ねします。

○**大島住宅課長** 過少申告、不当利得の件についてのご質問です。まず、過少申告されていた期間は、平成26年度までの10年間で計、約240万円になっています。これについては、我々としても、その情報提供を受けた後、駐車場管理運営委員会、これは車を利用する入居者の方から構成されている地元の委員会ですけれども、そちらに確認を進めていたところ、過少申告をしていた事実を認めたため、それについて詳しく追及、確認をしてきました。その過程でこういった金額が確定してきたので、12月に不当利得額の返還の請求を行い、そのうち一部について既に返還がありました。引き続き返還の履行を強く促していきたいと考えています。

○**今井委員** 昨年4月にそれを知ったということですがけれども、住民の方は、この件で5月20日に奈良警察署に告発をしているということです。会長職にあった方が、平成2

5年度の収支で年間で1, 115区画という決算でいただいていたと。実際は984区画しかお金を支払っていなかったということで、その差額についても通帳に残ってなくて、30万1, 300円をだまし取られたという中身で告発をしているわけですがけれども、4月に県がそのことを知って、告発をされなかったのはどういう理由でしょうか。

○大島住宅課長 告発について、県がどのような対応をしたのかについてご質問をいただきました。我々、その事実を確認したときに、一住民の方からの情報提供でありましたので、これについては、まず事実確認を行う必要があると考えて、駐車場管理運営委員会にそういった事実があるかどうかを、いろいろな資料の提出も求めながら確認を行った次第です。先ほど委員からもお話がありましたけれども、その駐車場管理運営委員会の会計担当が警察に別件で捕まっていたこともあり、警察には事情聴取という形で我々からも情報提供させていただき、その後も、その確認状況、それからどのくらいの不当利得があったかについても警察には実質的に情報提供しており、そういった経緯の中で告発を行っていません。以上です。

○今井委員 この駐車場は、今後、4月から直接県が管理運営すると聞いています。住民の方によっては、ヘルパーの訪問を受けている方でしたら、ご自分の家の分とヘルパーが来たときにとめる分ということで2台分借りたりしている方もいるということです。そういう借り方の中でも今でも空きスペースがある状況で、今後、県の管理になると1人1台しか借りられないとなった場合に路上駐車になったら大変危険だという声を聞いていますが、この点についてはどう対応されるのか、伺いたいと思います。

○大島住宅課長 ヘルパーの車などについて、どのようにとめていったらいいのかというご質問をいただきました。ご指摘をいただきましたように、県営住宅でも入居者の高齢化が進んでおり、中には訪問介護サービスを利用されている方もいらっしゃると思います。ただ、一方で、県営住宅の駐車場は、もともとは入居者用の駐車スペースとして整備されているもので、各団地の管理戸数分の駐車スペースしか整備されていないのが現状です。このために県が駐車場管理を行うときには、まずは入居者が利用する車に対して1戸当たり1区画ずつスペースを割り当てることにしており、空きスペースがあった場合には、共用の来客者用スペースとして使うことを原則としています。介護の車両についても、こうした共用の駐車スペースをご利用いただくことができますので、ここをご活用いただければと考えています。いずれにしても、団地によって空き区画の状況あるいは駐車場を利用する介護車両用の駐車スペースのニーズなども異なりますので、個別の事情を踏まえて丁

寧に対応させていただきたいと考えています。以上です。

○今井委員 利用者の方にとれば、どこがあいているかがわからないという声も聞かれます。ここに来ればヘルパーが必ずとめられるなど、そういう必要性もあろうかと思えますので、ぜひ個々の事情を聞いて対応させていただきたいとお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、奈良公園の関係で質問したいと思ひます。

奈良春日野国際フォーラムの中にありますレストランが3月30日にオープンすると思ひておりますけれども、どこが入るのか、お尋ねしたいと思ひます。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） 3月30日にオープンするレストランの業者は、株式会社ひらまつです。

○今井委員 なら食と農の魅力創造国際大学のオーベルジュ・ド・ぶれざんす桜井も株式会社ひらまつですけれども、県はどのような基準でここに決めたのかについてお尋ねしたいと思ひます。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） 決めた経緯、基準等ですが、平成26年12月から新公会堂、今のなら春日野国際フォーラム内のレストランは閉業になっていました。それは、前の業者がなかなか運営が成り行かないと家賃滞納等もあり、出ていっていただいた経緯があります。

その後、いろいろなところにお声がけもしながら募集をする準備をしており、昨年11月18日に公募をしました。この公募の条件としては、薨～I・RA・KA～はコンベンションを誘客したいという施設ですので、コンベンションといいますか、薨～I・RA・KA～を営業している時には当然あけていただく、それからできるだけ夜の営業等もしていただけるようにという条件をつけて、公募のホームページにもそれは載せて、募集をしたところ、それに対して、4件のレストラン業者から問い合わせがありました。公募に対しては2件の応募があり、公募の際に提示している評価項目に基づいて採点し、配点の結果、株式会社ひらまつが決定となりました。

○今井委員 この評価を見せていただいたのですけれども、2つの業者がいろいろなことでそれぞれの考えを記して、それを採点されるということで、株式会社ひらまつと、もう一つ別の業者、その別の業者の方は白紙の欄が多かったと。そこは点数がつかないからゼロということだったと聞いております。白紙の欄が多かった項目では、公園の維持管理や

地域の防犯・防災向上の問題など、それから施設計画の適切性、公園の安全性やユニバーサルデザインなど、そういう項目に記述がなかったと聞いているわけで、奈良県のことを周知、熟知しているところであれば、こうした点の記載はできるかと思いますが、そうではない一般のレストランにこうしたことを求めても、なかなか難しいという思いもしているわけです。そうなりますと、なぜか株式会社ひらまつに有利になる形で募集をされたという疑問なども持つわけですが、この貸し付けの条件はどのような形で書いていただくことになっているのでしょうか。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） 貸し付けの条件の細かい部分については、手元に資料がありませんけれども、委員は株式会社ひらまつしか入れない公募になっていたのではないかということをおっしゃっていると思いますが、まず、ここの経緯ですが、薨～I・RA・KA～のレストランは、もともとは奈良ホテルがレストランをやっていました。その後、クイーン・アリスという「料理の鉄人」の石鍋さんのところが出てこられたと。最終的にはそこも撤去したように、ここでの営業は非常に厳しいものがあります。まだまだ薨～I・RA・KA～の場合は、コンベンションで来られた方々が必ずそのレストランを使われるわけではなく、逆にレストランが自分の努力をもってお客さんを呼ぶという、それなりの能力がないと非常に厳しい部分があると。

この公募のときには、先ほどの空白の部分よりも、その会社の営業力がどのくらいあるのか、どのくらいの収入が見込めるのかという部分も項目の中にあつたように私は聞いております。ですので、小さなところを排除する気はありませんけれど、小さなところでも年間を通じてそれなりに薨～I・RA・KA～にお客さんを呼んでいただけるかどうか非常にポイントになっているのかと思います。

前の事業者の場合は、最終的にはビラを配りたいと、チラシを大仏殿前の交差点で配りたいということをおっしゃっていて、当然それはだめですから、そういうことはできませんよと、ほかの店もそれはしてもらわない、そういう行為はできませんと言ったのですが、結局待ちの態勢に入ると、奥まっているから人が来ないと非常におっしゃっていました。ただ、奈良ホテルがされていたときは、当然自分なりにあちこち営業をかけて、こんなすばらしい場所にこういう施設があつて、こんなレストランがあるという営業もしていただいていたと。ですので今回の公募に関しては、そういうことができるかどうか、営業力があるかどうか十分採点に入れた結果、株式会社ひらまつに決まったということ

で、委員がお述べのように、株式会社ひらまつしかとれないような評価点内容になっていないことはホームページを見ていただいたらわかると思っています。以上です。

○今井委員 オーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井のときにも言っていたのですけれども、奈良に来て、今、世界遺産ということで日本料理、和食がブームになっているときに、何でフレンチかと議論をしたことがありましたけれども、今度のところもイタリアンと聞いておりますが、幾らぐらい出したら食べられるレストランかと思ってホームページを見ていましたら、お昼で3,500円、夜が1万円という価格で、本当にこれで営業がいくのかなと非常に心配をしているわけです。もしその営業がいかなくなって撤退をするようになった場合には、どのような約束になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） あまり先の暗いことは考えたくはないのですが、もしそのようなことになったときには、許可条件に書いていますように、建物、内装が汚れていたこともあり、今度のオープンの際にまた見ていただいたらとは思いますが、内装も含めてかなり費用をかけてきれいにされました。私どもとしては非常に喜んでいるのですが、ただ、許可条件としては、出ていっていただく際には内装は全てもとに戻していただく、これは奈良公園内の便益施設、全ての許可条件と同じですので。ただ、もう一度経緯を言いますと、奈良ホテルは何とか営業はできていた。奈良ホテルのときも、600円、700円というお昼はなかったはずで、費用的にはそれなりの料金、その後、東京あたりでも結構出していますけども、クイーン・アリスの時に入った青柳というところは、我々が試算している限りでは収益的には十分プラスが出ていたと。青柳は自己都合で撤退していったわけですが、そのときは結構いろいろなところから、なぜ青柳が急になくなったのかと逆の苦情を言われた。予約を入れているのにという話もあったぐらい営業は回っていた。

だから、場所が非常にすばらしいので、委員がお述べのように、料理については和もあり洋もあり中もあるとは思いますが、今、奈良公園の夢風ひろばの入り口にあるレストラン、イ・ルンガも、たしかスペイン料理かイタリア料理だっと思いましたが、観光客からは人気ですし、ともに共通して言えるのは、奈良の素材、野菜等を使って奈良の魅力を発信していただいていることについて非常に喜んでいる。奈良のものを使っていただいて、和であり、洋であり、中であり、奈良にはこんなおいしい素材があることをPRしていただけると感じています。以上です。

○今井委員 奈良公園といたしましたら、奈良県の観光で一番人気のあるスポットであり、公共のスペースということでいろいろな方が安心して利用していただけるものであるべきだと思うわけです。県はブランドイメージなどに非常にこだわり過ぎていて、せっかくだろいろ意気込んでも長続きしていないのが、この間の結果ではなかったかと思っています。決まってこれからオープンをするというのにけちをつけたら悪いと思いますが、別にけちをつけるわけではないのですが、奈良公園を多くの方に安心して利用してもらい、素晴らしい景勝地でもありますし、せっかくだら奈良まで来たからここでゆっくりお昼でも食べたいというときに、これぐらいだったらいつもよりも奮発してもちよっとぐらいだったら食べていきたいというものではないといけない気がしているのですけれども、今後のいきさつをよく見守っていきたいと思っています。

それから、登大路の駐車場の件です。この（仮称）登大路バスターミナルは、設計が3階建てから2階に変更になりましたけれども、この変更になる中で、従来、雨が降ったときに修学旅行の人が入ってお弁当を食べるようなスペースや映像で奈良のことを知ってもらう場所などはまだ計画に残っているのでしょうか、その点をお伺いします。

○中西知事公室審議官（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱） 委員のご質問は、バスターミナルにおいて3階が2階になった中で、修学旅行生がご飯を食べる場所、それから映像を見る場所、奈良公園地区整備検討委員会等を含めてこれまで説明してきた場所は残っているかということですが、3階から2階になった部分で減ったのは、店舗です。飲食、物販等の店舗を少し減らして2階にしておき、修学旅行生、観光客、それから地元の方々にくつろいでいただく休憩スペースや、雨の日にご飯を食べていただけるような200人ぐらいの映像も見られる場所は、現在のところまだ計画としては残しています。以上です。

○今井委員 京都府の北部の地域から奈良に修学旅行に来られている先生のお話を聞きました。いつも来たときには子どもと一緒に若草山まで上がって、そこでお弁当を食べるということです。もし雨が降ったらどうするのかというと、山頂にお土産物屋さんがあり、その2階が400人ぐらいは入れる広い場所があるので、お土産をそこで買えばそこを使わせてもらえるので、そういう形で使っていると。だからあそこの場所で映像を見てもらうよりは、もっと子どもたちに本物をボランティアさんの案内で説明してもらおう方がいいというご意見です。あそこに駐車場は必要だという声は聞いていますけれども、そうした施設は要らないのではないのではないかと思いますので、意見として述べておきたいと

思います。

それから、この間、南部東部振興の審査で聞いたらこちらだということで、もう一度聞かせていただきますが、南奈良総合医療センターのバスの便でお尋ねしたいと思います。

病院が1カ所に集中することにより、南奈良総合医療センターに行く足を大変心配されています。バスで直接病院まで行ってほしいという地元の皆さんの要望があるのですけれども、近鉄大和上市駅で下車して、そこから近鉄に乗りかかえて近鉄福神駅まで行かなくては行けないと。近鉄大和上市駅はスロープも長くて階段も急で、雨が降っているとき荷物などを持って高齢者が利用するのも大変ですし、近鉄福神駅からは、病院までの距離が結構ありますので大変でそういう希望があるのですけれども、南奈良総合医療センターに直接行けるバスの便について、県で考えておられることがあればお伺いしたいと思います。

○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱） 南奈良総合医療センターへのバスのアクセスについてですが、下北山方面から近鉄大和上市駅へ行って、それで近鉄吉野線を使うという話ですけれども、委員がお述べのとおり、南奈良総合医療センターへ直接バスで行くという声は、重々承知の上で実はやっています。平成26年10月から奈良県地域交通改善協議会の地域別部会で、奈良県のみならず南和地域の各市町村、奈良交通株式会社、交通事業者、南和広域医療組合、この関係者が集まってずっと議論をしてきました。路線別でそれぞれ協議、13回のワークショップを開催しました。

その際、問題となったのは、南奈良総合医療センターのバスの乗り入れのスペースにかなり制約があったこと、また、下北山方面からのバスのアクセスについて、通院のニーズはこの地域では非常に重要なポイントを示していますけれども、南奈良総合医療センターのみならず、途中で吉野病院を使う方もいらっしゃるニーズを伺いました。そういった結果を踏まえて、下北山方面からのバスについては吉野病院を経由した形でまず行くと。その後、近鉄大和上市駅へつながる形にさせていただいています。そして近鉄吉野線がありますので、そこもアクセスできるようにした次第です。委員がお述べのように、直接アクセスできるようにするのは、もちろん県もそうですし、関係の市町村はみんな同じ気持ちです。しかし、現実として制約があったので、セカンドベストの形でやらせていただきました。

ただ、今後、移動ニーズを、先ほど川田委員からのご質問でお答えしましたけれども、PDCAで検証していくのが大事だと思っています。開院後、実際にバスに乗られてどれだけ通院されているのかなど、そういう移動ニーズを日ごろから把握しながら、よりよい

あり方を追及したいと考えています。以上です。

○今井委員 これからこうした広域集約化ということがいろいろ起きてくるだろうと思いますが、そのときに、足の確保は非常に重要なことで、それがないと結局、住民サービスの切り捨てになってしまいますので、ぜひバスの便の利便性については、地元の皆さんとも協力して、何とか直接乗り入れできるように進めていっていただきたいをお願いします。

最後に、公契約条例の関係ですけれども、本議会に提案されています契約変更の2件、一般国道309号丹生バイパス工事、18億円から19億円、約1億円の増です。それから地すべりの激甚災害の特別事業も、十津川村の折立ですけれども、15億円から15億6,000万円、5,700万円の増加で、いずれもインフレスライドに伴う単価の変更によることが増加の理由になっています。国では、平成28年2月から公共工事の設計労務単価が全職種平均で全国で1万7,704円ということです。近年の労務単価の伸びを見ますと、平成25年は15.1%、平成26年で7.1%、平成27年で4.2%で、平成24年から比べると28.5%も労務単価が上がったことになっており、これが実際に建築に携わる労働者の方々の賃金に反映しているのかどうか、その点が大変疑問があり、奈良県の場合、この点はどのように把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

○増田技術管理課長 労務単価の引き上げが末端まで行き渡っているのかという内容だと思います。まず、労働基準法第2条においては、労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものと規定されています。また、労働契約法第3条においては、労働契約は、労働者と使用者が対等な立場における合意に基づき締結するものと規定されていることから、賃金等の労働条件については発注機関が関与できないと考えています。また、県と建設業者の間で結ぶ請負契約書においては、発注者が受注者に求めることのできる技術は、関係法令、関係基準にのっとり、工期内に工事目的物を施工することです。このとき受注者が下請負人を使用する場合には、発注者に対して下請負人通知書を提出する義務が生じますけれども、下請人が労働者に支払う賃金の状況まで発注者が受注者に請求できることにはなっていません。唯一請求ができますのは、労働単価の上昇を見込んだ額で下請契約を締結するよう要請することに限られると考えています。

さらに、建設業法においては、第19条の3で不当に低い請負代金で下請負契約を結ぶことを禁止していますが、労働者に支払う賃金について規定する条文はないということです。以上から、県が建設業者との請負契約をもって労使間に介入して、どの程度賃

金が上昇したか、具体的な額について確認することはできないと考えています。

○今井委員 国の公共工事設計労務単価の概要を見ますと、毎年、国、都道府県、政令市発注の公共工事に従事する建設労働者の約16万人の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改定すると書いてあるのですけれども、奈良県はどのようにしているのでしょうか。

○増田技術管理課長 委員がお述べの下請取引実態調査は国土交通省と都道府県が協力して調査をしており、本県の業者も84社から回答を得ています。内容としては、84社のうち56社から技能労働者の賃金水準の引き上げ状況ということで回答を得ており、その中で、引き上げましたと、または予定を含むということで回答をされたのが57.1%と聞いています。以上です。

○今井委員 奈良県の場合は、全国で初めて公契約条例を県レベルでつくっていますので、先ほど労働基準法では、対等の立場だから介入できないというお答えをされていましたが、奈良県の場合は、そういう状況をなくそうとこの公契約条例をつくっており、労務単価が、国で改定されて、インフレスライドによる単価が変わったといつも工事価格の変更契約などが上がるわけですので、それがきちんと労働者にいくかどうかをつかむのは県の大事な責任ではないかと思っています。その点でもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○増田技術管理課長 確かに賃金上がることを確認することは重要で、国と協力してそういう調査をしており、別途、国も建設業団体に要請されているように、契約変更をする際に、本県からそういう趣旨を十分理解していただくように文書で通知しており、それを今後とも周知を図っていきたいと考えています。以上です。

○今井委員 調査をしていただいたのでは、引き上がったのが57.1%で、43%の労働者は引き上がっていないままだと。県の契約では、賃金上がるから契約変更が出るわけで、本当に賃金が上がって引き上がったとしないと、説明が異なることになってしまうのではないかと思っています。この点、きちんと県としても調査をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中野委員 それでは、質問をさせていただきます。

大和郡山市の都市計画道路城廻り線、今、道路と踏切の改良工事をどんどんやっていたと思っています。大変喜んでいますが、進捗状況を改めてお聞きします。あわせて、奈良県総合医療センターへのアクセス道路の件も、進捗状況をお聞かせいただきたいと思っています。

それから、大和郡山市とまちづくりに関する包括協定を結んで駅周辺の開発をしようというので、これも進捗状況がどのようなぐあいになりますので、お答えいただきたいと思います。

それから、企業誘致を一生懸命やっただいて成果が上がってきている。誠に的を得た政策であるという評価をしています。ただ、企業が来るときに、なかなか現地に土地がないのも、皆さん方ご承知のとおりです。そこで知恵を絞られて、市街化調整区域であってもある一定の条件をクリアすれば、そこに持ってこられる、誘致できるということです。

これも知恵として本当にすばらしい、ありがたいと思っていますけれども、昨年末に一般質問をした中にもあったのですが、どうしても市街化調整区域の中で規制緩和をしても無理がある。これはこれで進めてもらわないといけないとは思っていますが、市街化区域編入を、市街化区域というのはそのためにあるわけですから、この市街化区域も同時にふやしていく努力をしていかなければならないのですが、なかなかそうはいっていない現状があります。ただ、12月にご答弁をいただいた中では、そのことも含めてやっていくとお答えをいただいていますので、その後の市街化区域の編入についての動きも含めてお答えをいただきたいと思っています。それぞれにタイムスケジュールも含めてお答えをいただければと思います。よろしくお願いします。

○本村地域デザイン推進課長 都市計画道路城廻り線と、それから新奈良県総合医療センターへのアクセス道路、都市計画道路石木城線について進捗状況のご質問がありました。

まず、城廻り線です。城廻り線は、京奈和自動車道の大和北道路のアクセス道路であるとともに、近鉄橿原線の踏切における慢性的な渋滞を解消して、大和郡山市域の円滑な交通流動の確保を図る重要な路線だと考えています。さらには、新奈良県総合医療センターへのアクセス道路としても位置づけられたことから、早期に整備が必要と認識しています。

現在の城廻り線の事業の進捗状況ですが、用地取得は、2月末現在で全体44件のうち18件の用地の取得をしています。今後も引き続き、境界確定を進めながら、地権者の了解が得られた箇所から順次補償調査を実施するなど、積極的に用地交渉を進めたいと考えています。また工事は、平成26年2月末に、藪町線との交差点の北郡山交差点の改良工事を実施して、歩行者の安全等の改善を図ったところです。そして現在は、近鉄線西側の、城のお堀の北側の部分ですけれども、道路拡幅について昨年の3月から一部区間の工事に着手をしており、残る道路拡幅区間についても本年1月より工事に着手したところです。現在、鋭意用地交渉を行っていますけれども、平成29年末に予定する新奈良県総合医療

センターの完成には間に合わない状況ですが、引き続き用地交渉に全力を挙げて取り組みたいと考えています。

それから、次に、石木城線は、奈良市と大和郡山市の2市にまたがって整備を進めていますが、まず、奈良市域の区間については、平成26年1月に病院の西側の県道枚方大和郡山線からの進入路が完成して、昨年10月には開削トンネルの本体工事が完成しています。現在は、開削トンネル北側ののり面工事に着手するとともに、残る本線南側土工部の工事発注の準備を進めています。そして大和郡山市域は、本年度に19名の地権者全員の用地買収が完了したことから、昨年11月より本線部の工事に本格的に着手しています。現在は、残る本線土工部の工事発注に向けて準備を進めています。この石木城線は、新病院の建築工事が完成する平成29年12月には、奈良市域側、大和郡山市域側とも工事が完成する見込みで、今後とも引き続き、病院側工事と密に調整を図りながら全力で取り組んでまいります。以上です。

○山本都市計画室長 中野委員からのご質問のうち、近鉄郡山駅周辺のまちづくりの進捗状況についてお答えします。

近鉄郡山駅周辺のまちづくりは、平成26年11月のまちづくりに関する包括協定の締結以降、これまで県と市で6回の検討会を行うなど、議論を重ねてきました。また、この間、市民参加のワークショップを2回開催し、市民視点でのまちの課題や理想のまちの姿をお聞きしてきたところです。県としては、広い視点からの提案を示すことも大切であると考えており、まちづくりの核になる近鉄郡山駅の北側への移設や鉄道による地域の東西分断解消のための連絡道路及び自由通路の検討、周辺の公共施設の集約化なども検討に値するのではと提案しているところです。今月末には、県、市、地元、近畿日本鉄道株式会社、関係機関、学識経験者等をメンバーとする第1回のまちづくり委員会が開催されます。ここでさらに検討を深め、来年度上半期の基本構想策定を目指したいと考えています。

また、県では、来年度、近鉄郡山駅周辺の都市計画道路のあり方検討を実施したいと考え、現在ご審議をいただいている予算案に事業費を計上しています。この事業では、駅周辺のまちづくりの観点から、現在、都市計画決定をされている高田矢田線、いわゆる矢田町通りのあり方を中心に東西分断の解消を図る連絡道路として、また、安全で快適な歩行空間としてなど、近鉄郡山駅周辺地区にとって最適な交通環境を検討したいと考えています。これからも県と市で協力し、また、関係の方々のご意見もお伺いしながら、よりよいまちづくりにつながるよう努力していきます。

次に、企業誘致の面から市街化区域編入を一つの方法として考えていくことが必要ではないかという趣旨のご質問だと理解しています。お答えします。

県のマスタープランにおいては、インターチェンジ周辺や幹線道路沿いにおいては、土地の有効利用を図るため、周辺の環境と調和した一定の要件に該当する工業・流通業務施設等の立地を可能とし、交通利便性の高い地域においては、市町村のまちづくり計画に基づいた工業、流通業務施設または商業業務施設の立地を可能とした市街化調整区域の土地利用の方針を示しています。

現在、県では、委員のご質問のとおり、工業ゾーンの創出プロジェクトを進めているところです。現在、企業が重視する立地条件を分析、整理し、土地利用規制などの課題の抽出を行い、必要となる社会インフラの整備を検討し、今後の営農やまちづくりなどの地元の意向を確認しながら、適地となり得る候補地の優先づけを行っているところです。今後、条件の整った候補地から順次、工業ゾーンの整備に向け、具体的な必要な手順を進めたいと考えています。ここについては、大和郡山市、天理市、磯城郡3町の5つの市町から成ります、地域まほろば懇談会の中で進めている業務になります。今年度、先ほど申し上げたように、市町村と相談しながら、適地を今、我々なりに探しているところです。また来年度引き続き、さらに適地の絞り込みを進めていきたいと考えています。以上です。

○中野委員 今の答弁ですけれども、工業ゾーンをふやすということは市街化区域に編入をしていくということですか。

○山本都市計画室長 工場立地を可能としていくための一つの方法として、市街化区域編入があります。また、先ほど委員がお述べのように、市街化調整区域での開発許可という手法もあるとは思いますが、基本的には、市街化区域の編入も考えながら検討を進めています。

○中野委員 市街化区域に編入も考えてというのは、市街化調整区域のままの工業地帯もあり得るということですから、そういう場合には極めて制限されるわけです。工場や何でもできるということではなくて、市街化調整区域のまま広げると制限がありますから、当然、市街化区域に編入をすべきではないのですか、少なくとも私はそのように昨年末の産業・雇用振興部長の答弁を受け取っているのですが、いかがですか。

○山本都市計画室長 私の説明がよくできてなくて申しわけございません。基本的には、市街化区域編入を目指して工業ゾーンの取り組みを進めています。市街化区域編入が最適な場合は当然市街化区域編入を進めたいと思っています。委員のご指摘のとおり、市街化

調整区域の点としての許認可であれば、いろいろな制約がまだ残ったままではないかご心配をいただいていると思いますが、市街化区域に入れなかった場合、例えば地区計画を策定する方法もあると思います。市街化区域に必ず入れますとお答えしていない部分については、その土地にとって一番最適な土地利用の進め方を検討した上で、工場立地が可能になる方法を考えていきたいという思いで答えました。以上です。

○中野委員 わかりましたと言うしかないけれども、大和郡山市のまちづくりの駅周辺のこと、このタイムスケジュールを、答えていませんので、それを1つと、それから市街化区域編入の場合は、編入の審議は、毎年あるわけではなく何年かに1回しかないと聞いていますけれども、それは何年に1回ですか。

○田尻委員長 山本都市計画室長、タイムスケジュールから。

○山本都市計画室長 大和郡山市のまちづくりのタイムスケジュールについてですが、来年度上半期の基本構想策定を目指して進めていきたいと、まず考えています。引き続き、その後、基本協定を結びながら計画を進めていきたいと考えています。

○田尻委員長 市街化区域編入の審議は、何年に1回か。

○山本都市計画室長 市街化区域編入は、基本的には、これまで奈良県の場合、約10年に1度、定期見直しをしてきました。ただ今回、先ほどマスタープランでお話しさせていただいた場所については、定期以外の随時編入という考え方も示しています。ですから、定期見直しは通常10年に1回行っていますが、案件がしっかり詰められて必要な準備が整ってきましたら、非定期での随時見直しも考えています。以上です。

○中野委員 見直しは10年に1回ですけれども、これからは10年に1回ではなくて、例えば案件が詰まってきたら3年に1回でも5年に1回でもするという意味ですか。

○山本都市計画室長 全般的な都市計画の見直しについては、先ほど申し上げたように、10年に1度ぐらいで今まで進めています。ただ、随時見直しという制度がありますので、案件が詰まってきた場合には、そのある一定のエリアの市街化調整区域から市街化区域への編入という制度もありますので、そういう形で進めていくことになると思います。以上です。

○中野委員 わかりました。工業ゾーンをつくる際のタイムスケジュールは、定めていないわけですか。もう一つ、どの程度の面積を目標とされているのですか、お願いします。

○山本都市計画室長 工業ゾーンとしての実際のオープンについて、何年、何月になれば工業用地を提供しようという具体的な目標の年はまだ決まっていません。やはり市町村、

地域の方とご相談しながら、土地利用のことですので、一定の時間は必要だと考えています。ただ、案件が詰まってくれば、先ほど申し上げたように、定期見直し以外の時期でも必要なタイミングで市街化区域編入を考えたいと思っています。以上です。

○中野委員 了解しました。道路の件、あるいは市街化区域編入の件、どんどん推し進めていただきたいと思います。もし地元で問題がありましたら、一生懸命協力しますので、推し進めていただきますようよろしくお願いします。終わります。

○荻田委員 数点お聞かせいただきたいと思います。

まず、今、中野委員からお話がありましたように、奈良県としても、企業誘致、企業立地に向けてそれぞれ取り組んでいただいています。新しい土地利用をしていただいて、過去にも郡山下ツ道ジャンクション付近、井戸野町、番条町、伊豆七条町でも物色をされて、用途地域の変更をしようと、地元の理解を得るために地域に入らせていただいて農家の方々とお話をさせていただきました。しかし、またいずれ次の機会に話をしたいと思いますが、それは結果として受け入れられないと、みんな頓挫した理由があります。その結果は、理事者もよくわかっていただいていると思います。用途地域を変更すれば、固定資産税が市街化調整区域から一気に工業地域に変わっていき、評価率がどんと上がるものですから、市町村に対する減免の措置なども十分考えなくては、こういった工業地の立地は難しいと考えています。そういった点で、中野委員も一生懸命頑張らせていただいていますので、またしっかりと企業誘致に取り組んでいただけたらと思います。

そこで、奈良県を取り巻く道路事情について申し上げます。物流から見た場合、奈良県の特徴としては、鉄道や海運がないですから、高規格道路がどうしても必要不可欠です。奈良県の道路の改良率を考えてみますと、一般国道では全国で47位に位置すると、それから全道路の改良率では46位だと言われています。こういった中で、関西圏を取り巻く、関西の環状道路が平成28年度に供用開始が随分進んできます。以前になら・半日交通圏道路網構想という京奈和自動車道と関係する取り組みがありましたけれども、ほとんど開通するようになってきました。

ところで、本県でも、いわゆる大和北道路の、郡山下ツ道ジャンクションから（仮称）奈良インターチェンジ間、あるいは橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジの付近が未整備ですけれども、知事としては、橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジまでの間をしっかりと新年度に予算措置を講じて、国に働きかけて事業認定をとっていただける措置をしたい旨のお話を聞かせていただいています。今どんな状況に

なっているのか、伺います。

○森本道路政策官（道路建設課長事務取扱） 京奈和自動車道の橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジ間の状況のご質問がありました。お答えします。

この区間については、京奈和自動車道大和御所道路の大和区間ということで、事業化区間となっています。用地は、現状9割は買えています、まだ虫食いで残っている状況です。現在、奈良国道事務所では、大和御所道路の一番南、御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間を平成28年度供用予定と公表され、この区間の事業に対し今、一生懸命予算が入れています。予算は今そこについており、なかなか橿原の区間へ来ていない事実がありますので、そこへも何とかやっていただくよう、先ほど知事のお話がありました、平成28年度には何とか工事着手できないかという要望を県としては出している状況です。以上です。

○荻田委員 ぜひともそういった方向で図っていただいて、橿原北インターチェンジ、橿原高田インターチェンジ、これさえできれば、郡山下ツ道ジャンクションから（仮称）奈良インターチェンジは用地買収は、大和郡山は進んでいますし、奈良も随時やっていただくことで、今、筆界確定なども進んでいるようです。

そこで（仮称）奈良インターチェンジ周辺の奈良市とまちづくりに関する包括協定をしているJR関西本線、大和路線が走っていますね。そこで郡山駅から奈良駅までの間で新駅を設置をしよう。東西に県道京終停車場薬師寺線が走っています。JR関西本線に並行して（仮称）奈良インターチェンジができると。そうしますとあの周辺がさま変わりしていくことは必定です、インターチェンジをおけると今はどうにもならない状況になっています。ただ柏木町交差点、国道24号バイパスへ出るか、佐保川の管理道を走るか分からないのです。そういった中で県の事業として、市の都市計画街路事業である西九条佐保線を県でやっていただいています、この進捗状況と、市とまちづくりに関する包括協定をしている新駅と、さらにはインターチェンジ周辺のまちづくりについてどの程度市との協議を進められているのか、この辺についてお聞かせください。

○本村地域デザイン推進課長 委員から（仮称）奈良インターチェンジ周辺の街路事業と、それからまちづくりについてお尋ねがありました。

街路事業、西九条佐保線については昨年11月末にJR関西本線を高架化して、西九条佐保線を平面化し、あわせて新駅を設置するといった内容を含んだ都市計画変更について決定の告示を行ったところです。その後、現在ですが、事業化に向けて事業認可の取得に

向けた設計や、国との必要な協議を進めているところで、できるだけ早期に新規事業化を図りたいと考えています。今、街路事業は、そういう状況です。

それからまちづくりということです。このエリアは、奈良市とのまちづくり連携協定を結んでいる4つの地区のうちの一つになっていますが、奈良市とは新駅の周辺を含めた、八条・大安寺地区と呼んでいます。このまちづくりについて随時協議を進めてきたところです。奈良市で県との打ち合わせも踏まえて、それからまた奈良市のほうでまちづくり懇話会という地元の代表者や有識者を入れた委員会を別途開催しており、そういったもろもろの結果を踏まえて今、新駅周辺のあらあらのゾーニングや基盤など、こういったもののまちづくりの素案でパブリックコメントをかけています。今後、こういった内容を踏まえて、さらにこれを具体化すべく県と市で協議を進めて、来年度できるだけ早い時期にまちづくりの基本構想を策定できればと考えています。以上です。

○荻田委員 来年度基本構想をつくり上げていくということですね。それからまちづくり懇話会で地域の住民の方々とも意見交換をし合いながらやってくざさると。

それからもう1点は、大安寺工区、大安寺西工区、大安寺西工区は割と新興地が多いのです。大安寺は、南都七大寺を中心とした田舎のまちづくりが連綿としてあるところですが、あの地域も京終停車場薬師寺線という県道が真ん中を走っていますが、非常に狭いです。もう一本南側で以前に県の都市計画道路であったものを廃線扱いに先般されたと思います。どうしても大安寺の地域住民の皆さんの思いを考えていくと、インターチェンジはおりてくる。あるいは新駅ができる。大変さま変わりする状況のまちづくりが進んでいくものですから、道路の状況を考えてみますと大安寺地区内は生活が脅かされる環境になるのではないかと思うものですから、以前都市計画道路としてあったところの拡幅をぜひお願いをしたいと思っています。以前から申し上げていますが、その辺についてどんな感じですか。

○本村地域デザイン推進課長 委員から新駅と奈良インターチェンジ周辺の東西の交通軸でお尋ねだったと認識していますが、もともとあった都市計画道路を廃止したのは経緯としてあります。もともと4車線の広域幹線道路として都市計画道路があったのですけれども、交通量の将来推計等々踏まえて4車線の広域幹線道路としての位置づけは必要ないだろうと一部廃止をしたものですが、ただ、東西の交通の重要性は県も、それから市も含めて重々認識しています。

先ほどの西九条佐保線が、昨年都市計画決定したと申し上げましたが、その都市計画変

更を行った際、住民説明などの手続きの中でも委員が指摘の事項は声として上がっていました。都市計画道路を廃止した部分もありますが、現道があり、現道の拡幅をして交通を確保するというので、奈良市で対応していきたい旨をその説明会の中で申し上げているところで、今後そういった東西軸についても確保しながらまちづくりを進めたいと考えています。以上です。

○荻田委員　そういうことであるならばより一層進めていただけるように、県と市とのまちづくりに関する包括協定の中で対応していただきたいと思います。

それから西九条佐保線の進捗状況についてお答えください。

○本村地域デザイン推進課長　若干先ほどと重複しますが、西九条佐保線については鉄道の高架であるなど新駅等を含めて昨年11月末に都市計画決定をしました。その後、今現在それら全部含めて、西九条佐保線も含めて事業化に向けて国などと調整を進めているところですので、できるだけ早い事業化に向けて進めたいと考えています。以上です。

○荻田委員　今もう用地先行事務所ができて、大宮通りと三条通りの間で用地交渉をやり始めているのではないですか。

○本村地域デザイン推進課長　西九条佐保線も北側と南側で事業化の区域が異なっており、先ほど私が申し上げたのは新駅周辺の南側の部分です。

今、委員がご指摘の部分は、北側の部分、大宮通りより南の部分で、そちらについては現在用地交渉等々を鋭意進めているところです。以上です。

○荻田委員　しっかりやってほしいと思います。

それから話は変わるのですが、代表質問でも申し上げた、強く要望した点について、国道308号の大宮道路高架部から第二阪奈有料道路へ直結させる道路について、私はこの際県土マネジメント部の方々にしっかりと認識をしてほしいことがあります。もう平成7年からずっとやらせていただいて、陳情書、あるいは平成16年12月に請願書を提出しました。それによって請願者は、伏見南地区自治連合会、そして伏見地区自治連合会の方々によって、私自身が請願の紹介議員として対応させていただきました。このとき大宮通りの菅原町、宝来工区は平面8車線でやっていただけないでしょうかという請願書の願意でありました。

しかし、これは結果として議会で不採択になったものですから、今になって思えば平面8車線でやっていただけたら工期は早く、予算は高くつかず、もっともっと安全で走れたのだらうと思います。今になってこんなことを言って、何をおっしゃっているのと

言われるかもしれないけれども、実の話、利便に供することができて、安全・安心の道路であれば一番地域としても、利用者としてもありがたいことなのです。今の状況では尼ヶ辻から高架ですって行って、宝来の奈良パークホテルのところまで行ったら、普通は高架で行っているものですから、第二阪奈有料道路へダイレクトに行けると思っていますよ。結果としてあの当時の話は、それでも大丈夫です、高架であっても即第二阪奈有料道路へ平面になっておりていって上がっていけるという説明だったのです。それで結果としては今もあの後、交通事故が多かったり、いろいろなことがあって、とまってしまったのです。

だから喫緊の課題としては、何としてもダイレクトにつないでいこうと。知事はじめ県土マネジメント部の方々は皆認識されていると思います。だけれど一旦、交通量を考えてください。あれだけの交通量があったらどのように工事をやろうか。今、二の足を踏んでおられるのではないですか。この辺について森本道路政策官、お答えください。

○森本道路政策官（道路建設課長事務取扱） 宝来ランプについてのご質問がありました。お答えします。

大宮道路の高架部から宝来ランプへ乗り入れできないのは、委員がお述べのとおりです。大変不便をかけており、大宮道路から宝来ランプへ直接乗り入れられる検討を今進めています。現在、三条通りから阪奈道路に向かう交通を持ち上げ、大宮道路高架部から宝来ランプへ向かう交通をくぐらせる手法が一番合理的ではないかと検討を行っています。

ただ、これも委員がお述べになりましたけれど、当該箇所での工事は1日平均6万台の交通がありますので、既存の道路敷の中で構造物をつくらなければいけない制限があります。そのため道路構造や施工方法、民間施工業者の先端的で高度な技術力を活用できる工事の発注方法、工事期間中の交通の切り回し方法、渋滞対策など、多岐にわたる検討を今しています。

道路構造と施工方法については、三条通りを持ち上げる橋りょうの上部工の軽量化を図って下部工と一体化にすることによって橋りょうの下部工をコンパクトにすることで工期の短縮や施工ヤードを小さくする方向性が見えてきています。

また、工事の発注方法については、国等の事例を収集しながら県として適用に向けてその内容の分析をしています。

引き続き、最後の工事中の交通の切り回し方法、渋滞対策、沿道地域へのアクセスなどを含めて検討を進め地元地域の住民はじめ関係者にご理解をいただける計画になるよう進めています。具体的な計画はしばらく時間を要しますが、先ほど言いましたように

大変交通量が多いところですので、関係機関とよく相談しながら、拙速な計画にならないよう、急ぎながらも慎重に検討していきたいと思っています。以上です。

○荻田委員 計画をして、実施工程を組んでやっていくことは結構なことなのです。

ところが私が申し上げているのは、1回つくって供用開始をすると1日6万台という車の流れがあるのでしょうか。そうしたらそのときに十分な協議をして、しっかりとした工法の検討をなぜやれなかったのかと、いまだに残念でなりません。奈良県の道路の普及率はいろいろ申し上げましたけども、全国で一番下位です。道路行政、土木行政は、私は奈良県の道路事情、随分いろいろなところに行ってますけども、完全にすかついた道路は現在どこもないです。立ちおくらせています。この原因は何ですか。

副知事、あなたも当時財政課長をしていたと思うけれども、二度とこんなことがあってはならないものですから、あえて苦言を呈するのですけれど、ご意見をいただきたいと思っています。

○松谷副知事 まず道路改良率の低いことについては、本当に今、一生懸命道路改良率を上げるべく道路整備に取り組んでいるところで、国の補助に対する枠がどんどん少なくなっている中ですが、しっかり頑張っていきたいと思っています。

それから宝来ランプの件で、現在結果としてご指摘のとおりだと思いますので、先ほど森本道路政策官も話しましたけれども、今後そういうことのないように速やかに、慎重にしっかり頑張りたいと思いますので、ご支援をよろしくお願いします。以上です。

○荻田委員 無責任だと思います。慎重を期して、二度とこういうことのないように安全・安心の道路行政をより一層計画段階から進めてほしいと強く要望します。

それから昨年、あるいはまた前年度含めてずっと10年ぐらい奈良県の県土マネジメント部において道路、河川の維持修繕費は非常に脆弱だと、議会や、建設委員会も随分理事者に対して申してきました。何とか前年度に比べて若干の伸び率があったことは評価したいと思います。それぞれの土木事務所の管内において道路修繕工事で言いますと、やはり舗装部分が随分傷んでいると。何とかしなくてはならない。あるいは道路側溝が傷んでいる。もう如実に、いろいろな県道ありますけれども、生活用道路分が多いですから、総務部も配慮して予算措置を講じてもらったと思います。

それから河川についても道路の大雨による土砂の堆積などもあり、こういった点についても、十分とはいきませんが、しっかりと対応をしていただけるのではと期待をしているわけですが、いずれにしても県単独費になることから、予算措置の方法は大変だと思います。

す。しかし、県民の皆さんにとってはこれが唯一、生活していく中で川や道路がよくなったと、一番あらわれてくるのがこのようなものだと思います。この辺について荒県土マネジメント部次長、申し上げた点についてお答えいただきたいと思います。

○荒県土マネジメント部次長 今、道路及び河川の維持修繕費について、しっかりと確保するようお話をいただいております。道路や河川の除草と、あと堆積土砂の撤去等については、先ほどおっしゃったように前回の建設委員会や、議会等で応援をいただき、しっかりとメンテナンスをしていきたいと考えています。

メンテナンスのコストに係る話を少ししますと、先ほど今井委員からもお話がありましたように、平成23年の東日本大震災のときを契機に労務単価や諸経費の上昇に対応して、維持管理の予算も伸ばしていただいているのですけれども、なかなか追いついていない状況でした。今回できるだけ東日本大震災の前の平成22年に行っていたようなメンテナンスに近づけるよう、厳しい財政状況ですが、平成28年度の予算において平成23年度の予算の1.3倍程度の予算を計上させていただいております。個別の費用としては、道路施設管理事業として、平成27年度予算18億4,100万円余りの予算に対して、平成28年度予算では21億3,900万円余り、また河川維持修繕事業として、平成27年度予算7億3,100万円余りの予算に対して、平成28年度予算は8億9,400万円余りを計上させていただいております。予算を認めていただいたならば予算執行に当たっては、これまで個々に発注していた河川や道路の除草、補修、パトロールなどの作業を一つに束ねて発注を行う包括発注や、性能規定の考え方を取り入れるなど工夫しながら限られた予算を効率的に、効果的に執行します。

あと地域住民の皆様と協働による維持修繕についてもご理解とご協力をいただきながら、さまざまに工夫を凝らして推進を図りたいと考えます。いずれにしても地域の実情をよく把握して、しっかりときめ細やかな適正な維持管理をしていきたいと考えています。

○荻田委員 しっかりやってほしいです。

それから、県道の周辺で地域の奉仕団体による守ロード事業をやっておられます。年間5万円で1カ所、年2回花の植えかえをやっていただいておりますが、もう少し内容のいいものに、あるいはまた少し値上げをして対応していただくともっと気持ちよく花をめることができるのではないか思ったりしています。

それから河川課になるのか、道路になるのか、お答えいただきたいのですが、県道奈良笠置線という道路があります。東里、須川から狭川、狭川から広岡町、そして京都府の笠

置町に抜けている道路です。特に下狭川から広岡町までの間でびょうぶの岩のようなところに、道路が3メートルか3メートル50センチメートルぐらいのところをバスが1日に何回か通っています。この問題については、ぜひ道路拡幅をやってほしいと10年ほど前からお願いをしてきましたし、東部地区連合会も市、県を通じていろいろと陳情をしてきました。

しかし、それがなかなか立ち行かない理由としては、道路とちょうど並行に白砂川、そしてその本流であります木津川へ流れ込んでいる川があります。ちょうど真ん中に府県境があるということです。だから、申しわけないけれども、2メートル、2メートル50センチメートル少し控えていただくような形でお願いをできないものかと随分申し上げてきました。しかし、府県境ですから県の方々もそんな面倒なことはかなわないという思いがあったのだらうと思います。

先日、国土交通省近畿地方整備局の山田局長、あるいは黒川河川部長ともいろいろ話している中で、一回見に行きましょうかという話も早速していただいたところで、何としてもこの問題解決をしていただけたら、やはり京都府笠置は、後醍醐天皇にまつわる水辺の空間などもあって、柳生街道にも連動している道路ですし、ただ、狭隘で、バスが対向ができないものですから、待避所で待っていないといけないことをずっと引きずってきているわけです。この問題について積極的に一度調査をして、京都府とも、また奈良県と協議をする場所になるのか、近畿地方整備局を巻き込むことになるのか、加藤県土マネジメント部長、教えてください。

○加藤県土マネジメント部長 県道奈良笠置線について、委員がご指摘等のとおり、奈良県の道路の整備の状況は、なかなか進捗のよくないところがあるのが実態で、県道の2車線の整備率を見ても50%にいない状況です。まだまだ手を入れなければならないところは多々あります。選択と集中で取り組んでいかなければならないということですが、平成26年に認めていただいた道路整備基本計画で、目的志向で取り組んでいこうと考えています。当該路線は、私は、申しわけございませんが、現地を十分に把握できている状況ではありません。今、委員のお話では狭いところはバスの離合ができないということで、地元奈良市になろうかと思えますけれども、奈良市からもよく話を聞き、目的志向という観点からどのような取り組みができるか相談したいと思えますし、また私自身も現地についてどんな道路なのか、機会があればよく見ていきたいと考えています。

○荻田委員 県土マネジメント部長は、全然おわかりにならないから一般論のお話しかで

きないと思います。奈良土木事務所にも陳情に行き、要望書も毎年出して、20年余りやっているのです。それでいて今こんな話をするから、そういう話になるのでしょうか。けれど地域にとっては一番困ること、これは県道を管理している県がしっかりと向き合うことが大切だろうと思います。

ただ、できるだけ早い機会に現地も調査をしていただいて、川をわずか2メートルほど控えることに関して河川管理者としてどこが任に当たるのか、ましてや府県境が川の真ん中ですから、両府県での調整をどう果たしていくのか、専門家である河川課長も道路建設課長もおられるのですから、その調整をやっていただいて、調査をすることを確約してください。よろしいですか。どうですか。

○加藤県土マネジメント部長 まず現地をよく見させていただき、また地元奈良市の取り組み、目的志向の道路ということでどのような取り組みが可能なのかをまず勉強させていただきたいと思います。

○荻田委員 よろしくお願ひします。

それから次に、(仮称)登大路バスターミナルは予算措置をされて、私もよく奈良公園のちょうど県庁東交差点から北へ行き、県庁へ入ってくるこの道路を曲がろうとすれば曲がれないのです。今、税務署の申告などもあり、春、秋のラッシュ時はここへ左折をする、右折をされる、そして駐車場へ入ろうとされるものですから、全く動かないのです。だから日曜、祭日にどう規制をするのか、奈良公園室長、対応方お願いしたいと思っていることと、それからバスターミナルのパスを見せていただきましたが、奈良にふさわしい建物ではないかなと思っています。

ただ、バスターミナルや一般の小型乗用車なども恐らくとめるのでしようけれども、この場所へ来ていただいてよかった、あの場所で奈良公園の、この南都の夢を彷彿させるようないろいろなテレビを見ていただいて、そういった休憩をしていただきながらほっとした瞬間を楽しんでいただくのも結構なことだと思ったりします。現在恐らく3年計画で債務負担行為を起こしながら継続事業でバスターミナル事業をやっていられると思いますけれども、その辺についてお聞かせください。

○中西知事公室審議官(奈良公園・観光振興プロジェクト担当)兼観光局次長兼まちづくり推進局次長(奈良公園室長事務取扱) まずバスターミナルに関する渋滞に対する対策と今後のバスターミナルの建設に伴う件ですが、このバスターミナルの建設についてはパスがやっと有識者の部会等でも了解を得られて、5月に文化庁に現状変更を出すことで

調整をしています。それに向けて前々から話をしていました県庁東交差点から大仏殿前の交差点までのバリアフリーといいますか、電線地中化に伴うかねてから懸案の道路の北側の歩道も、ことしの夏ごろには全て完成しそうなところまでできました。あの道がしっかりきれいになりましたら今後は委員がお述べのように、もともと県庁東交差点から奈良公園の奥のほう、世界遺産のバッファゾーンでもあるところに余り車、バスが入るものではないのだろうということは皆さんともども十分理解をされていると思います。これは昭和63年、ちょうどシルクロード博覧会の際に行っていた土日、祝日の車、一般乗用車の進入規制ももう一度地元と話をしていきたいとは思っています。365日の規制など、以前やりました一方通行化に関しては、地元の自治会等でも意見が割れ、非常に紛糾した苦い思い出もありますので、今度はじっくり地元と話しをしながら土日、祝日の規制を考えていきたいと思っています。

それからバスターミナルの建設の中身ですが、委員がお述べのように、3年計画で考えており、ことし現状変更がありますと予算的には債務をいただいております建築工事は、平成28年度7億8,000万円、平成29年度が21億円、平成30年度は11億円ということで、3カ年債務で建築工事は39億8,000万円という大きな建物にはなっています。そこに別途歴史展示、ガイダンス機能するものとしてソフト整備として2カ年で1億400万円のソフト。ソフトというのは何かといいますと、この場所は奈良公園のエントランスですので、ここへ来られた観光客のみならず県民の方が1度でも2度でも3度来ていただいても、奈良公園ってこんなところだと、奈良周辺にはこんなすばらしいところがあるのだと、こんな歴史があるのだとしっかり認識していただいて、また来ようと、リピーターになっていただけるような発信をしていけるもので、あわせて同額程度のハードについても今後はまた債務負担行為を含めて検討していきたいと考えています。

どちらにしても奈良公園に来られたお客さんの大半が鹿と大仏様だけを見てお帰りになられる。奈良公園とはその2つを見れば十分だという認識がある中で、こういうガイダンスが必要だということと、もう一つは、休憩していただく部分について、どうしても奈良公園は雨に弱いところがあります。この前も雨が続いたときに県庁舎の前のコンビニエンスストアのところからの議会に続く回廊の下にたくさんの方がまた子どもを連れて座って、お昼を地面に座って食べておられました。ああいう方々含めて、天気の良いときはどうぞ外へ出てくださいます。雨の日は奈良公園のこの新しくできる施設の中でご飯を食べていただいたり、もしくは先ほど言いましたように奈良公園はこんなところだというようなもの、

何度来てもおもしろいというネタを一生懸命今、我々関係部局とも連携しながら、また社寺とも連携しながら集めています。そういう施設にして頑張っていきますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○荻田委員 奈良公園は知事が整備促進をしていただいて、若草山の風情も随分変わりましたし、考えてみますとシルクロード博覧会の昭和63年、そのときは奈良市議会において、今まで入っていなかった下水道を一気に若草山まで上げたことがありました。今は生活環境も随分変わってきたように思いますけれども、全国各地、世界各国からお見えいただくお客様におもてなしをしていくのに大切な便益施設ではないかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、ホテルを核としたまちづくりは今、市役所の前で最終的にどんどん進んでいるのですか。発掘調査は終わったのでしょうか。

それからもう1点は、この3月3日に東京マリオットホテルで話をされた結果、マリオット・インターナショナルのJWマリオットがホテル事業を展開してくださることになりました。このことによって2020年、東京オリンピック開催に向けて何としてもホテル建設を進めていきたいという森トラスト株式会社の森社長の思いでもあるようです。この際、これからの事業工程、実施工程はどのような形で進んでいくのか、ホテルの内容については、きょうの部局別審査で言っていただけののでしょうか。わかる範囲で結構ですから、お願いします。

○本村地域デザイン推進課長 委員からホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備ということで、一つは発掘調査が終わったかどうかと、もう一つは今後の工程というご質問だと認識しています。

発掘調査については、実際に発掘調査をやっているのは教育委員会ですけれども、伺っているところだとあそこの発掘を一通りやった上で、結果として記録保存という判断が昨年なされました。それを踏まえて、今鋭意記録のための調査をしていただいていると認識していますが、今後、調査が終わって、また今、土を掘り込んでいますので、もとに戻さなくてはならないと、そういう作業が若干残っていると認識しています。

それから事業の工程は、先ほど委員がご指摘のように、ホテルブランドについては、今月3日、公表させていただいたところです。

それでホテルと、現在公募中のPFI事業と、NHKも含めてあそこの敷地について2020年の開業ということで目指して進めていくわけですが、PFI事業について

は、公募選定という最中で、先月に事業者から提案書が出てきていますので、今選定を進めており、今月末には事業者の選定をして公表したいと考えています。

その後、来年度に入ってから事業をどんどん進めていく段階と考えていますので、東京オリンピック・パラリンピックまで、平成31年度末までに整備を終える工程を考えています。以上です。

○荻田委員 どちらにしてもホテルを核としたまちづくり、特にホテル、コンベンションホール、外販店、物販店、さらには映画館なども含めてNHK会館がその一角に三条通りから大宮通りにかけて連綿としてそういった建物が並ぶということで、一体的にならなかつたら私は無意味だと思います。いかにPFI方式でこのコンベンションホール、外販店を獲得するかが一番重要ではないかと思うのですが、今どういう形で進んでいるか。まだ審査の中でやっているのでしょうか。しっかりといい施設づくりに邁進、努力をしていただけるようにお願いします。いろいろとまだ申し上げたいこともありますが、この辺で終わりたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 少し訂正させてください。先ほど発掘調査をしているのは教育委員会と申し上げましたが、樞原考古学研究所でした。訂正します。

○田尻委員長 審査の途中ですが、しばらく休憩をいたします。3時10分を再開といたします。

14:58分 休憩

15:13分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、発言をお願いします。

○小泉委員 簡単に数点だけ質問したいと思います。

中野委員も、また荻田委員も述べられたこと、それぞれ私が、質問しようと思ったこともあったわけですが、そこから少し外れたことを質問していきたいと思っています。

まず、新奈良県総合医療センターが平成29年に完成をして、そのアクセス道路という話がありました。そこでもう少しアクセス道路のことを、先ほど答弁をされた以外の道路はどうなのかと。例えば大和郡山市側でいけば柳町工区はどうなっているのか、あるいはまた、奈良市側から言いますと中町から来る道路はどうなっているのかと。さらに一番難題である西ノ京から来る道路については、奈良市側とどうなっていて、完成するころにはどういう状況になっているのか見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○森本道路政策官（道路建設課長事務取扱） 2点、先ほど言われた県道枚方大和郡山線柳町工区と、それから北側の中町工区についてご説明します。

柳町工区ですが、600メートル区間、事業をして、西側300メートルは既に供用しており、残り東側300メートルの区間の事業を進めています。東側については、用地交渉が少し難航していましたが、交渉を進めることで解決し、この12月に4件の契約をいただきました。あと建物がありますので、建物の移転が終わりましたら速やかに工事を実施し、今のところ平成29年度中には完成予定で工事を進めたいと考えています。

それから北側の県道枚方大和郡山線の中町工区です。県道枚方大和郡山線の中町工区は、国道163号の生駒の清滝から大和中央道までの間で4車線化が進んでいますけれども、唯一2車線で残っている区間があります。その1.6キロメートル区間を4車線化するというので、事業に平成24年度から取り組んでいます。

整備の進め方として、まだ現在そこだけ2車線で、第二阪奈有料道路と枚方大和郡山線がちょうど交わる場所、砂茶屋交差点と言うのですが、そこが渋滞の原因となっていますので、まずそこから整備にかかるということで、砂茶屋の西側と東側に2つの交差点があり、それを東側に一つにまとめるということで進めており、枚方大和郡山線の間を流れている富雄川の西側から東に渡る橋りょうを整備計画しています。南から行きますと富雄川の右岸を走ってきて、左岸側に渡って砂茶屋東交差点に一個にまとめるという工事です。その区間については、来年度に橋りょうの下部工に着手したいと考えており、その準備の工事をただいま発注準備しています。

それから交差点からさらに北側1.5キロメートル区間は、現道を離れてバイパスで整備する予定としています。現在、地元地域の皆様の方へ事業の説明を行い、できるだけ早いうちに幅杭、用地買収を進めて中町工区が完成するように進めたいと思っています。以上です。

○本村地域デザイン推進課長 新奈良県総合医療センターのアクセスとして西ノ京からのアクセスについてお答え申し上げます。

西ノ京からのアクセスの道路は、奈良市道ですので、当然道路管理者である奈良市とは道路計画の立案時はもちろんのこと、地元の連合自治会や水利組合、土地所有者などへの説明などについてもしっかりと調整、連携しつつ進めているところです。

また、西ノ京アクセスに係る国費補助を除いた市の負担額の2分の1を県から予算補助するという補助金を平成26年度に創設しており、奈良市への財政的な支援も行っていま

す。

アクセス道路の進捗状況は、平成25年に地形測量を終えており、用地協力が得られた国立病院奈良医療センターの前のバイパスや、六条3丁目交差点の西側の道路拡幅について重点的に事業調整、用地交渉を進めてきたところで、用地協力が得られたところから家屋の取り壊しを行うなど奈良市で鋭意事業を進めています。地元が一番の懸案となっている六条3丁目交差点の改良、それからその北側の市道拡幅については、一部の土地所有者の了解や、水利組合との協議に時間を要しましたが、本年1月に水利組合と、2月に土地所有者から事業計画の了承をいただけたところです。六条3丁目交差点については、計画の了解が得られたことから、設計に着手したと奈良市から聞いています。

そして西ノ京アクセス道路については、昨今の交付金充当率が非常に厳しい状況ですが、優先度の高い箇所へ集中的に予算を充当するなど地域の課題とする箇所が早期に完了、完成できるよう今後とも市に対して積極的に働きかけたいと考えています。以上です。

○小泉委員 ありがとうございます。柳町工区は、平成29年までに完成する。間違いありませんね。

ただし、中町や、さらにまた西ノ京は奈良市側がやっているわけで、中町は違いますけれど、これでいきますと少し難しいと思ったりしていますけれども、鋭意努力して、近づけていただくようによろしくお願いします。

次に、先ほど荻田委員から道路建設の問題は非常におくれているし、舗装も、改良問題もおくれているという話がありましたけれども、実は、ふと思い出し、数年前ですけれども、一般質問で懐かしい服部恵竜さんが電柱の地中化の話をされ、そのとき知事がそのぐらい奈良県は地中化がおくれているのかという話で、積極的にやらなければいけないという答弁を聞いたのを鮮明に覚えており、今度ご承知のように県庁の交差点のところから大仏殿のところへ先ほど地中化の話がありました。そういう点で鋭意進めていただいていますけれども、一体現在電柱の地中化は何%ぐらいできているのかと全国最下位の話は前回あったのですけれども、少しでも上がっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○木村道路環境課長 小泉委員から無電柱化の状況についてご質問いただきました。電線類の地中化については、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性の向上に大きく貢献するものです。特に奈良県では、世界に誇る貴重な歴史文化遺産を抱えていることもあり、この奈良の歴史的な伝統的景観の保全の向上のため

に電線類の地中化を進めています。

このため昭和61年度から奈良公園、飛鳥、斑鳩周辺、西ノ京周辺など歴史的景観地区や奈良の玄関口である一般国道369号、大宮通りの景観向上の目的とした電線類の地中化に取り組んでいます。委員がお述べの県庁東から大仏殿前の交差点までの間も現在事業を進めています。

今までの事業の経過とといいますか、状況ですけれども、昭和61年度から平成25年度までの間で、奈良県の累計としては、直轄国道と県道、市町村道を含めて約50キロメートルにおいて電線類の地中化が完了しています。

全国で何位かは、手元に資料がありませんので、今すぐにお答えすることはできませんけれども、そのような状況になっています。以上です。

○小泉委員 50キロメートルやられたという話ですけど、大体どれだけの距離の中で50キロメートルなのか、それはわかりませんか。

○木村道路環境課長 申しわけございません。手元に資料がありませんので、また後日ご報告させていただけたらと思います。

○小泉委員 この電柱の地中化の問題は、大分認識をしていただいているわけですので、積極的に進めていただきたいと思います。

それから次に、まちづくりの問題です。まちづくり包括協定との兼ね合いの問題ですけれども、これは事業の内容ではなしに、13市町村で大体33地区の事業をやられようとしているのですね。間違いないですか。

○本村地域デザイン推進課長 まちづくり包括協定については、委員がご指摘のように、13市町村です。地区の数は、済みません、今つぶさに出ないですが、30幾つという、そういう数字だったと認識しています。以上です。

○小泉委員 それで、心配をしていることがあるのです。といいますのは知事は、いろいろな答弁など聞いていますと、13市町村だけではなく、いろいろな市町村とこれからまちづくり包括協定を結びたい意向を示されています。それぞれいろいろな事業をざっとやられているのですけれども、主にはまちづくり、地元のまちをどうするかという協定が多く、これを県と市町村がお互いにするわけです。県側の体制は、十分に対応できるのかどうか非常に心配になって、県と1つの市町村との関係ぐらであれば別にどうということはないのですけれども、これだけ多く事業量がふえてきますとそれに対応する県の対応は可能なのかと思っており、そういう点ではどう認識されているのかお尋ねしたいのです。

○本村地域デザイン推進課長 委員からまちづくり連携協定の県側の体制についてのご心配をいただきました。確かに地区数、それから市町村数がふえてきています。体制についても我々でもいろいろ検討しているところで、まちづくり連携協定でも各地区ごとに核になっている事業が若干異なっている部分もありますので、それぞれ私がいる地域デザイン推進課で直接担当する部分もあれば、例えば公営住宅が核になっている部分であれば住宅課、それから公有施設を活用したまちづくりであれば例えばファシリティマネジメント室など、そういったところに地区の取りまとめを協力していただいている体制になっています。

さらに今後ふえてきた場合にもいろいろな課と連携をしながら進めていく、あるいは例えば土木事務所など、非常に市町村と近い位置にいますので、連携を密にしながら進めていくことが一つの方策と考えており、これからその体制についてもあわせて強化していきたいと考えています。以上です。

○小泉委員 先ほど、私はそれぞれの市町村が協定を結んでいる、こっちから言いますと読んでみれば33地区あったと思うのですけれども、協定を結んでいるからといって、全て動いているということではないのですね。進んでいるところは進んでいるし、まだ置いているところは置いているという状況があるわけですが、全てがうまく動いているのですか。

○本村地域デザイン推進課長 全ての地区について進捗しているということではなく、それぞれ濃淡がどうしても出てしまう部分があるかと思っています。県側の体制だけでなく、一つの市町村で複数地区持っている市町村もありますので、そういった中で進められるところは進めて、進捗が遅いところについても鋭意目くばせをしながら進めていくと考えています。以上です。

○小泉委員 これはこれからさらにふえていくわけですので、その体制をきちんととりながら市町村からの期待に応えられるように、県としてはして欲しいと思いますので、人事的な目配りをよろしくお願ひしたいと思うのです。そういう点の考え方は、担当で言えば総務部長、よろしくお願ひします。

○野村総務部長 今、小泉委員からお話があり、市町村とともにまちづくりを考えることがこれだけたくさん市の町村とエリアになってくると大変ではないかのご心配をいただきました。地域デザイン推進課の本村課長のところを中心に県庁全体で先ほどありましたようにファシリティマネジメント室であるなど、それぞれが責任を持って市町村と交渉をし

たり、取りまとめを行っています。確かに濃淡もありますし、違いもあるのですが、一方で、例えばファシリティマネジメント室だったら公共施設の統廃合をどうやってやっていきたいと思いますということについて、市町村と一緒にやっていきたいと思います、県の施設も市町村の施設も一緒のものだと思ってやっていきたいと思いますという話をやっているときに、まちづくり協定のおかげで一緒になって具体例でできる土壌ができた意味では非常に実効性のある取り組みになっていると思っております、これはまさに本来業務としてもともとやりたかったことをこのまちづくり協定の中でできている部分もあります。あとは今後、数がふえていって、業務がすごく大きくなったときにどのような業務配分をしていったらいいのかは知恵と工夫を出しながらやっていきたいと思いますが、全部が全部過重になっているというわけではなくて、もともとやりたかった市町村との取り組みができている部分がありますので、知事が言われている奈良モデルで、市町村のまちづくりを精いっぱい助けるといふ思いを具体的に実現できるように県庁を挙げてそれぞれの部局がそれぞれのエリアをきちんと責任を果たして市町村の期待に応えていきたいと思っております。以上です。

○小泉委員 よろしくお願ひします。

最後に、リニア中央新幹線に関係した予算が組まれていますけれども、一つは、ルート内での動植物の生息状況を調べると、あるいはまた駅等の附帯施設の実現可能性の検討と、こうなっているのですが、ご承知のようにリニア中央新幹線のルートは奈良市附近と言われています。さらに駅については、JR東海が決めるとなっているのです。そういう中でこの予算を組まれてこういうことをされるのは、一体どういうことかをお尋ねしておきたいわけです。

○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱） リニア中央新幹線の調査検討事業について申し上げます。平成28年度予算要求で、小泉委員がおっしゃった内容が2つありますけれども、一つは、もともとJR東海と沿線地方公共団体はどういう関係があるかと申しますと、JR東海から沿線自治体に対して協力を求められているということです。まだ具体的な話は残念ながら奈良県に来ていませんけれども、2つあります。一つは用地の取得のあつせん、あと一つは建設残土の処分に係るあつせんです。突き詰めると工事を仮にJR東海が実施するに当たって、大前提となるのが環境アセスメントをやらなければいけない。ということでつまりJR東海は、沿線自治体に支援を求めているわけです。

したがって、県としては、いつそういう具体的なお話が来るかはまだまだ先ではありますけれども、環境アセスメントに係る調査を前もってやっておこうということです。もち

ろん環境アセスメントについては、JR東海の言い方ですけれども、よく鮮度が求められるということですが、多岐にわたるものです。例えば名古屋より東でよく問題になっているのは水脈の話などありますけれども、水脈はあまり時間がたって変わるものではないので、できるところからやっつけよう、従前からやらせていただいていた。そのため今回は動植物の関係でやらせていただくのが一つあります。

もう一個の調査の中身として、車両基地などの附帯施設の実現可能性についての調査ですが、これはまさしく間違えていたら恐縮ですが、9月議会の際に小泉委員からご提案いただいていた、車両基地もあわせて県としても要望活動推進をしていけばどうかという非常にいいアイデアを頂戴したと思っています。そのため奈良県にリニア中央新幹線のラインを持ってくるようにすることからすると車両基地は当然無視できないと、県内でどういう形で置けるのかを県としても勉強していこうと、これが結果的には調査の果実が将来的にJR東海にとっても支援になると思いましたので、今回要求させていただいた次第です。以上です。

○小泉委員　そうですか。わからなかったもので、申しわけない話で、駅等の附帯施設からどういうものかと思っていたのですけれども、車両基地という話を、9月議会で質問させていただいて、これが実現すれば間違いなく奈良に来るであろうと私自身も確信をしておりますので、そういう点では調査をしていただくことは非常に結構だと思っております。

リニア中央新幹線、午前中から川田委員が関西広域連合で述べられた話もあったわけですが、JR東海が国やいろいろな人たちの意見をなかなか聞かないわけで、そういうお金を出してやったらどうかという話もなかなか難しかったわけですが、しかし、一刻も早く名古屋から大阪までの環境アセスメント、環境影響評価をしていただくように努力をしていただきながら、我々が生きている間にリニア中央新幹線が実現できるようにお願いしたいと思います。以上で終わります。

○西川委員　2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

葛城市は、南北に8.6キロメートル、東西7.7キロメートルと、ほぼ真四角のまちで、33.73平方キロメートルと面積が小さいです。

しかしながら、南北に通じる川が葛城川と高田川、実は扇状地でもありますので、東西に6本ほどの川が流れています。それが全て一級河川ということです。私も県議会議員に当選をさせていただいた明るる日から川の対策、先ほど荻田委員もお述べになりましたけ

れども、川の堆積物の除去という陳情を受けて、高田土木事務所にいろいろと陳情に参り、今、鋭意葛城川、また太田川等についてはやっけていただいているわけです。何分長いものですから、部分部分で除去をしていただきますとまた次、上へ行ってもらわないといけないことになりますので、マイナー的な感覚ですけれども、1年に1遍ずつやっけていただいても、ローテーションからいくと6年かかるということですので、安位川なら安位川、川上から川下まで、これは葛城川に接続をしている川ですけれども、一遍に除去をしてもらう形で河川の清掃等をお願いできないものだろうかという一つの提案です。

そしてまた、もう1点は、この高田川、葛城川は、河川道路としての使用ですけれども、長年懸案になっている葛城川については、御所市から中和幹線まで行ける道ですので、この道を生活道路、また道路として利用すべく整備を県でやっけていただけるのか、各市でやらなければいけないのかということもありますが、かかわり合いを持つのは御所市、葛城市、大和高田市と3市になるわけで、この点についてもご示唆を賜ればと思います。この2点についてお願いします。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 委員から河川の堆積土砂の撤去についてご質問をいただきました。基本的には河川を今おっしゃっているように下流から上流というとり方はしていません。限られた予算ですので、障害率の高いところ、特に重要河川というところと、高田土木事務所ですので、管内を見渡したときに優先度をつけて、ことしはこれをやる、来年はこれをやるというやり方をしています。私も今、そういう川がどうなっているか、たまっていたり、たまっていなかったりというイメージを持っているのですが、高田土木事務所と今ご提案をいただいたことについては意見交換をして、検討させていただきたいと思います。またご報告したいと思います。

○森本道路政策官（道路建設課長事務取扱） 委員から葛城川の左岸道路の堤防道路の整備についてのご質問と思います。堤防道路は、委員がお述べのとおり、大和高田市、葛城市、御所市をつなぐ市道です。沿線には、はじめ工業団地であったり、総合公園、それから葛城市にクリーンセンターがあるということで、地域にとっては重要な役割を担っている道路だと認識しています。

ただ、堤防道路は、おおむねすれ違いができるように確保しているけれども、幅員が狭いところなどいろいろな状況があると思っています。そういう状況を踏まえて、県では道路整備基本計画の中で目的志向の道路を今うたっています。どういう目的の道路、企業誘致をしていくのか、観光なのか、安心・安全なのかという目的を3市ともに明確にした上で、

それぞれのまちづくりをどう考えておられるのか、その中で県としてどんな支援ができるかを話し合っていきたいと思います。以上です。

○西川委員 今、森本道路政策官からお答えいただいたのですが、実は葛城川の大和高田市奥田に川の中に畜産、また東側、東岸のところに私有地がある現状について、私もここ30年あそこを通ったりいろいろしながら、なぜこういう形で残っているのかと考えていたのですが、この点についてもおわかりでしたらご説明いただきたいと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） ご質問がありました葛城川の奥田工区については河川改修が必要な区間として河川整備計画に位置づけられています。それで堤外といえますか、川の中に民地のようなものが盛り土されていたり、牧場で飼われているのは存じています。かなり以前から任意交渉で用地交渉を行っていました。ところがまだ協力を得られていない状況で、最近では事業認定もにらんで計画をもう一度ということもありますが、再度また高田土木事務所に聞きますと話に乗っていただいていることもあります。今後は、河川の改修としては、とりあえず事業認定といいますか、一番望ましい形でこれだという計画をもとに任意交渉も再開して、進めていきたいと思っています。

○西川委員 東側のもともと建設業をされていたところが今遊休であっていますので、東岸の堤防のところですか。あの件についてもできる限り、あのような民有地ができたのですか、川中に。もともとは不法占拠という形での長らくの使用権ということでの認知ではないのですか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 過去から民地と認識しております。

○西川委員 それは牧場の件で、畜産のほうですね。東のほうは、わかりますか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 両岸とも民地という認識です。

○西川委員 そうですか。今お答えいただきましたので、鋭意努力をしていただき、鬼怒川の堤防決壊ということ、葛城川は重要な幹線の川ですので、早急に事業推進していただくをお願い申し上げ、質問は終わりたいと思います。

○阪口副委員長 私からは、1点だけです。本県の不適正排水排除対策についてお聞きします。一つ事例を申し上げますと、かつて東京で民間のホテルが下水道料金を免れる目的で無届けで井戸水を使用して公共下水道へ排出をした事例があります。このときは不正に使われた下水道料金を1,800万円と過料処分として3,600万円ぐらい支払わされているわけで、合計5,400万円の支払いを民間のホテル会社がされている事例があり

ます。

そこで本県でこの不適正排水排除対策について、どのような方針を持っておられるのかお聞きします。

○上平下水道課長 不適正排水、県はどのように取り組んでいくのかについて答えします。

副委員長がお述べの不適正排水は、下水道使用者間での公平性の確保、また下水道事業の健全な経営を図る上で課題と認識しています。先ほど話もありましたように、ホテルでこのように不適正に排水されたり、あとよくスーパー銭湯で同じような形でやるなど、最近結構新聞等には載っています。

こういうこともあり、県内28市町村で構成します流域下水道協議会の合意のもとに昨年12月に検討部会を設けて、この対策について検討を現在も進めています。

部会では、平成28年度より3つの柱で取り組みを進めることとしています。

まず1つ目ですけれども、県及び市町村が井戸水など下水道に排水する際は届出が必要であり、無届けでの排水は不正行為であると広報します。多くの事業者の方々に届出が必要とまず注意喚起するとともに、また不正行為を行っている事業者に対しては警告の効果もあるかと思っています。

次に、2つ目ですけれども、これは事業所に個別に訪問して、適切な排水を行うよう指導するということです。具体的には同業他社に比べて下水道使用料が不自然に少ない事業所を調べたり、あと現地で下水の流量調査を行うことによって水道使用料と下水の排出量を比べて明らかに差がある、そういうエリアにある事業所を調べて、それぞれの事業所を個別に訪問し、井戸水を使用している場合は届出が必要であることを説明します。このような取り組みは平成28年度以降も継続的に実施していきます。

それと3つ目は、市町村下水道条例の強化です。国土交通省では、先ほどホテルの件などを受けて、下水道条例のひな形になります標準下水道条例に水道水以外の水を排出することになったときは遅滞なく届けることを追記しています。各市町村に対して、市町村下水道条例の改正を促したいと思います。

これらの3つの取り組みを進めることにより、下水道使用者間の公平感を確保しつつ、また下水道事業の健全な経営を図りたいと考えています。以上です。

○阪口副委員長 今ご答弁していただいた回答は、特に不満はないわけで、実際のところきっちり広報して、そして市町村とも連携して不適正な排水排除対策をしていただきたいということで終わります。

○田尻委員長 ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければこれをもって県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を終わります。

明、3月18日は、午前10時より、産業・雇用振興部、農林部、警察本部の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。